

令和4年関川村議会12月（第12回）定例会議会議録（第1号）

○議事日程

令和4年12月8日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第68号 関川村議会議員及び関川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第69号 関川村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第70号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（定年延長関係）
- 第 8 議案第71号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（定年延長関係）
- 第 9 議案第72号 関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第73号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第74号 関川村職員の降給に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第75号 関川村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第76号 関川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第77号 関川村職員定数条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第78号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第79号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第80号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第81号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（給与改定関係）
- 第19 議案第82号 関川村技能労務職員の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（給与改定関係）
- 第20 議案第83号 関川村国民健康保険関川診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第84号 令和4年度関川村一般会計補正予算（第10号）
- 第22 議案第85号 令和4年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 第 2 3 議案第 8 6 号 令和 4 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第 2 号）
第 2 4 議案第 8 7 号 令和 4 年度関川村下水道事業会計補正予算（第 3 号）
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 議会運営委員長報告
第 3 諸般の報告
第 4 一般質問
第 5 議案第 6 8 号 関川村議会議員及び関川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例
第 6 議案第 6 9 号 関川村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
第 7 議案第 7 0 号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（定年延長関
係）
第 8 議案第 7 1 号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例（定年延長関係）
第 9 議案第 7 2 号 関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第 1 0 議案第 7 3 号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
第 1 1 議案第 7 4 号 関川村職員の降給に関する条例の一部を改正する条例
第 1 2 議案第 7 5 号 関川村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
第 1 3 議案第 7 6 号 関川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
第 1 4 議案第 7 7 号 関川村職員定数条例の一部を改正する条例
第 1 5 議案第 7 8 号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
第 1 6 議案第 7 9 号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例
第 1 7 議案第 8 0 号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第 1 8 議案第 8 1 号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（給与改定関
係）
第 1 9 議案第 8 2 号 関川村技能労務職員の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
（給与改定関係）
第 2 0 議案第 8 3 号 関川村国民健康保険関川診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正
する条例
第 2 1 議案第 8 4 号 令和 4 年度関川村一般会計補正予算（第 1 0 号）
第 2 2 議案第 8 5 号 令和 4 年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

第23 議案第86号 令和4年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第2号）

第24 議案第87号 令和4年度関川村下水道事業会計補正予算（第3号）

○出席議員（10名）

1番	渡	邊	秀	雄	君	2番	近	壽	太	郎	君
3番	鈴	木	紀	夫	君	4番	伊	藤	敏	哉	君
5番	小	澤		仁	君	6番	加	藤	和	泰	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	平	田		広	君
9番	伝		信	男	君	10番	菅	原		修	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	加	藤	弘	君						
副	村	長	角	幸	治	君					
教	育	長	佐	藤	修	一	君				
総	務	課	長	野	本	誠	君				
住	民	税	務	課	長	荒	木	好	子	君	
健	康	福	祉	課	長	渡	邊	浩	一	君	
農	林	課	長	富	樫	吉	栄	君			
建	設	課	長	河	内	信	幸	君			
教	育	課	長	渡	邊	隆	久	君			
健	康	福	祉	課	参	事	佐	藤	恵	子	君
診	療	所	事	務	長	須	貝	博	子	君	
地	域	政	策	課	長	大	島	祐	治	君	

○事務局職員出席者

事	務	局	長	熊	谷	吉	則
副	主	幹	小	池	由	美	子

午前10時00分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和4年12月（第12回）関川村議会定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、伊藤敏哉さん、5番、小澤 仁さんを指名します。

日程第2、議会運営委員長報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。

議会運営委員長から本定例会議の会議日程（案）について報告をお願いします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（小澤 仁君） おはようございます。

本定例会議の会議日程及び議案の取扱い等について申し上げます。

去る11月28日、令和4年12月（第12回）定例会議の運営について、役場第2会議室において、委員及び議会事務局職員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配付の会議日程表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会議日程の決定後、一般質問、各議案の上程を行います。終了後、常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

9日と12日から14日までは、議案調整及び委員長の事務整理日とします。

15日木曜日は、午後3時から本会議を開催し、常任委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は当日審議をし、即決とします。

次に、議案等の取扱いについて申し上げます。

議案第68号は、村議会議員及び村長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正

案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第69号から議案第76号は、村職員の定年延長に関する条例の一部改正案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第77号は、村職員の定数条例の一部改正案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第78号から議案第83号は、給与改定に関する条例の一部改正案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第84号から議案第87号は、各会計の補正予算案件です。それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

次に、一般質問について申し上げます。一般質問の通告は、11月18日正午で締め切り、6名の方が本定例会議において、質問を行います。

次に、請願・陳情につきましては、お手元に配付の陳情文書表のとおりです。所管の常任委員会において審査をお願いします。

以上で報告を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会議の会議日程は、議会運営委員長報告のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会議の会議日程は、お手元に配付の会議日程表（案）のとおり決定しました。

日程第3、諸般の報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会議までに受理した陳情等は、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和4年10月分の例月出納検査の結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

村長から、定例会議開会に当たり挨拶の申出がありました。これを許可します。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

議員の皆様におかれましては、大変ご多用なところ、令和4年関川村議会第12回定例会議にお集まりいただき、ありがとうございます。

8月豪雨災害から4か月がたちました。これまでの間、国、新潟県を初め、県内外の市町村、企業や各種団体、ボランティアの皆様、そして、寄附金や義援金など多くの皆様から温かいご支援をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

今後とも、被災者が一日も早く日常生活を取り戻すことができるよう、また公共施設等の早期復旧に向けて全力で取り組んでまいります。

このたびの豪雨災害につきましては、何度も補正予算をお願いしておりますが、大きく事業費が膨らんでおり、激甚災害に指定され、国からも手厚く財政支援がなされることとなりますが、被災額が大きなことから村の単費も相当支出が増えることとなります。そのため、総務大臣や防災担当大臣などに対し、格別な配慮要請を行ってきているところでございます。今後の財政状況も危惧されますが、まずは災害対応、復旧事業を最優先して取り組んでまいります。引き続き、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会に提出いたしますのは、条例の一部改正案件16件、補正予算案件4件、以上合わせて20件であります。

おって、上程の際に詳細にご説明申し上げますので、慎重のご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 以上で村長の挨拶を終わります。

日程第4、一般質問

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は6名です。発言を許可します。

初めに、6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。

J R米坂線復旧、今後の見込みは。

8月の豪雨により被災したJ R米坂線は、現在、バスによる代行輸送が行われています。報道によると、J Rとしては災害契機の廃線は考えていないということですが、一方で、復旧にかかる費用は、米坂線沿線自治体にも負担をお願いする可能性があるとしています。全面復旧に向けて沿線自治体、新潟県、山形県、国並びにJ Rとの協議はどのように進んでいくのか。また、被災箇所が多さから、復旧には数年かかるのではないかとの見方もあるようですが、私たち村民、特に日常的に米坂線を利用していた高校生にとって、全面復旧にどの程度の期間を要するのか。関心の

高いところでありますが、実際に全面復旧は数年先になる可能性が高いのか。

関連し、越後下関駅は、来年1月以降、無人になりますが、これから冬期間の悪天候や事故等によるトラブルにより、代行バスのダイヤが乱れることも予測されます。このような場合、利用者への周知や連絡について、高校生を中心とする利用者から不安の声も聞かれています。JRと十分な協議が必要と思われるのですが、村としてどのように対応していくのか、お聞きします。

中学校部活動の地域移行をどう進めるか。

スポーツ庁が進める公立中学校の部活動を地域や、民間事業者に委ねる地域移行について、有識者会議では、2025年度までに全国での達成を目指すとしています。地域や生徒にとって大変大きな変化となるわけですが、行政としてどのように進めていくか、お考えをお聞きします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 加藤議員のご質問に順次お答えをいたします。

まず初めに、JR米坂線の復旧と今後の見込みについてであります。本年8月3日から4日にかけての豪雨により被災したJR米坂線は、いまだ復旧の見通しが立たず、運休によりバス代行運転が続いている状況にあります。全面復旧に向けての沿線自治体や国県、JRとの今後の協議についてでございますが、まずは災害後の20日に防災大臣が来村をされました際、意見交換の場で早期復旧のお願いをしたところでございます。また、副会長を仰せつかっております米坂線整備促進期成同盟会につきましても、8月12日付けで、JR東日本新潟支社に対し早期復旧の要望を実施しているところであります。8月22日には、新潟支社長が来庁をされ、被災状況の報告をいただき、また今月末にも再度、新潟支社長が来庁される予定でありますので、重ねて早期復旧をお願いする予定としております。

今後もし引き続き、米坂線の早期全線復旧に向け、JRの取組状況などの情報収集に努めるとともに、県や沿線市町村等と連携を図り、要望活動や関係機関等への働きかけなど、必要な対応を行ってまいります。

次に、全面復旧は数年先になる可能性が高いのではないかというご質問でございますが、JRからは、有識者を加えた検討が始まったとの情報は得ておりますが、具体的な期間についてはまだ知らされていない状況でございます。地域の大事な公共交通ですので、情報が入り次第、皆様へ情報を提供させていただきたいと考えております。

次に、現在運行されております代行バスについて。冬期間に予想されるダイヤの乱れを、どう利用者に周知するか。村としての対応についてでございますが、JR側と村の担当による情報交換の中でも、利用者への周知について要望させていただいたところでございます。あわせて、出発時間より先に、絶対に発車しないというルール of 徹底もお願いをしています。

利用に関する情報につきましては、必要に応じ、村でもお知らせをいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 2点目の中学校部活動の地域移行をどう進めるかについてお答えいたします。

令和2年に、文部科学省は、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を示し、令和5年度以降、休日の活動を段階的に地域に移行していくこととしました。部活動は、生徒のスポーツや文化活動に親しむ機会を確保するとともに、自主的、自発的な参加による活動を通じて、責任感や連帯感などを涵養できる意義ある活動です。

一方、競技経験や専門的スキルのない教員が指導したり、休日の指導も求められたりするなど、教員にとって大きな負担となっていることも事実です。

教育委員会としては、生徒が持続的にスポーツや文化活動の楽しさや豊かさを味わうことを最優先とし、かつ教員の働き方改革も進むような制度設計をしていく必要があると考えています。

村では、数年前から、スポーツ少年団の指導者と学校、村教委の三者で、受け皿や連携について協議してまいりましたが、現段階では休日に指導できる指導者がおらず、令和5年度からの土日の地域移行は難しいのが現状です。

近隣市では、NPO法人の総合型地域スポーツクラブが設置され、部活動の地域移行が進んでいる地区があると聞いています。教育委員会としましては、引き続き、本村独自の受け皿の設置や指導者の確保に取り組むとともに、場合によっては、近隣市との連携を検討するなど、あらゆる可能性を見据えて、関川村に合った生徒への活動の場を提供していきたいと考えています。その準備が整うまでの間、関川中学校には部活動指導員の配置を継続し、部活動としての活動と指導をお願いしているところです。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） それでは、まず初めにJR米坂線について再質問をさせていただきます。

報道によると、国は経営が厳しい地方鉄道の存在を検討する地域協議会について、令和5年度から議論を進められるようにするとしました。地域協議会とは、鉄道会社、自治体が要請して国が設置し、鉄道を存続させるか、バスに転換するかなどを検討するものであります。一方、花角新潟県知事は11月9日の会見で、存廃の議論の場である地域協議会の設置については頭がないとの考えを示し、11月29日、地域協議会とは別の枠組みで、経営が厳しい地方鉄道の維持を目指して活性化を検討する地域鉄道活性化分科会（仮称）を設ける方針を決めたとされています。

JRの首都圏利益で地方のローカル線を支える構図が維持しづらくなっている中、沿線人口の減少、少子化に加えて、マイカーへの転移等により利用者が大幅に減少するなど、米坂線沿線の交通事情も大きく変わってきています。仮に、今回の災害がなかったとしても、いずれ米坂線の在り方について協議することになったのではないかと考えます。

私は、JR米坂線の在り方については、2通りの大きな考えがあるのではないかと考えております。まず一つは、鉄道ネットワーク全体として何が何でも鉄路として維持していく考え方、もう一つは鉄道を含めた地域公共交通の将来に向けて、持続可能で地域住民に本当に必要とされる姿を構築するという考え方。この点につきまして、村の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今ほどの2つの考え方があるということでございますけれども、まず日本の鉄道ネットワークが、どうあるべきかということ。これはJRの採算性だけではなく、例えば広域観光の視点でどうあるべきか、あるいは災害時の物流、人流を確保するためにどうあるべきか、さらには、東京一極是正をするその政策において、鉄道の役割がどうあるべきかということも含めてです。本来は、国が、鉄道ネットワークをどうあるべきかという議論を、国が国の責任においてすべき議論だと思っております。米坂線についても日本海側から米沢を通過して、太平洋側に結ぶ横断の鉄道路線でありますから、これをどう位置づけるかというのは、本来、国の責任においても当然出すべきだと、私は思っています。

その上で、例えばこの米坂線が地域交通路線として維持すべきだということ、地域交通路線として考えるべきだということであれば、これはまた地元にとってこれを、コストはかかりますけれども、鉄道で維持すべきなのか。あるいは鉄道を利用した今、BRT等もございますけれどもそういう扱い。あるいは、バスの交通網を充実させて地域の利便性を高めようかと。そういう議論に、入っていくのかなと思っております。赤字路線をJRと地域に押しつけるのではなく、鉄道路線がどうあるべきかということ、まず国で議論をしていただきたいというのが、私の思いでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 災害によって長期間の運休を経て、鉄路により復旧を果たした例としまして、11年の歳月を費やし今年10月に運行を再開したJR只見線の例があります。この路線では年間の維持費約3億円を、地元自治体が負担するという上下分離方式というやり方で決着をしたというわけでありまして、再開後、観光客による活況が報道される一方、鉄路復旧については紆余曲折があり、巨額を投じ将来世代に負担を残す形となったことから、代行バスが便利なのに、そんなお金があるなら教育や福祉に使ってほしいなどの否定的な意見も、少なくなかったそうであります。

今後、JR、沿線自治体間で協議の場が持たれるとありますが、米坂線の在り方については、何が何でも鉄路復旧という考えのみにとらわれず、時間はかかるかもしれませんが、当村、沿線自治体における公共交通全体の枠組みという観点から、慎重に話し合いが進むことを望みたいと思っておりますが、この点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今ほど、私の基本的な考え方を述べましたが、それはそれで多様な議論

がこれから進んでいくものだと思います。私としましては、まずはこの地域住民、利用者も含めた地域住民の意向がどうあるべきか、どういう状況になっているかという、その情報収集、あるいは意見交換もしたいと思いますし、併せてこの路線が関川で完結するものではございません。村上市も関係を結ぶ、小国町にも関係する路線ですから、そういった自治体とも連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 続きましていろいろ総称しますと、復旧までには少し時間がかかっていくんだろうなという考えの下で、質問させていただきます。現在のバスによる代行輸送の乗降場所につきましては、道路上に乗降する箇所があり、非常に危険を伴うわけではありますが、利用者の安全確保の観点からJRと協議が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域整備課長（大島祐治君） 今ほどのご質問にお答えをさせていただきます。

現在のバスによる代行輸送の乗降場所につきましては、駅のすぐ近くというか、この中で金丸、片貝駅については、設定をさせていただいておりますし、下関駅については駅のすぐ近くではなく、新潟交通さんの場所を使うと、こういった格好で乗り降りをしていただいているところでございます。特に、片貝、金丸については、国道の交通量の激しいところで危険もあるということで、JR側から国県等も立会いをしていただいで、乗り降りの場所についての安全確保について協議を進めさせていただいております。今後、方針についてJR側から何かしらの方策、出るかと思いますが、村といたしましても乗り降りされる方の安全性確保の観点から、JRに協議、また要望をさせていただいているところです。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 次に、代行バスの待合所についてであります。特に下関駅乗降場所は、雨や風よけになるような場所が全くなくて、この点についてもこれから冬期間、天候の悪いこともありますし、夏場になれば猛暑の中で乗降される方、乗られる方、お持ちになることも考えられるわけですが、このあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域整備課長（大島祐治君） 待合所についての再質問でございますが、JR側にもそのような住民サイドからの意見があることを適切に伝えさせていただいて、今後、協議の場でまた話し合いを行わせていただきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 先ほど、乗降場所、危険を伴うといったところも含めて、行政からも安全に運行できるような取組を働きかけていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたい

と思います。

続きまして、部活動の地域移行についての再質問に移らせていただきます。教育長の答弁によりますと、当村においては現段階で、令和5年度からの土日の地域移行は難しいとのことでありました。確かに、各自治体で地域の実情は異なっており、関川村なりのスタイルを模索していかなければならないと考えます。都市部のように、外部コーチやスポーツ団体が多いわけではない小規模な自治体では、人材に限りがあり、地域スポーツの受け皿としての部分は非常に厳しいのではないかと理解いたしますが、移行についてのタイムスケジュールをある程度示す必要があるんじゃないかと考えますが、教育長の考えを伺います。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 加藤議員のご質問にお答えします。

先ほどもお答えしましたが、本村での受け皿の設置や指導者の確保、場合によっては近隣市との連携も検討するなど、加藤議員ご指摘のとおり、関川村に合ったスタイルを模索していきたいと考えています。

タイムスケジュールとしましては、まずは今後どうなるのか心配、疑問を持っている保護者や学校の理解が必要と考え、先月、中学校で先生方に、現状と今後の見通しについて説明し、準備が整うまで、部活動の継続をお願いしてきたところです。保護者につきましては、新1年生の入学説明会と春のPTA総会で、現状と今後の見通しについて説明する予定です。また、近隣市の移行状況について、情報を収集しているところです。

いずれにしても、移行期間の3年間で関川村に合った制度を確立し、令和8年度から土日の部活動を地域移行していきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 中学校の部活動であれば、教育委員会と校長による管理監督というのが働くわけでありますけれども、地域移行となると、学校管理外の活動になるわけでありまして、そのあたりの責任の所在をどのようにするのかという点をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 加藤議員のご質問にお答えします。

加藤議員ご指摘のとおり、部活動は学校管理下で行われますが、地域移行された場合の管理責任は、地域クラブ活動として実施主体となる各団体が負うことになると考えます。土日の部活動が地域移行されても、平日の活動はしばらく部活動として実施されますので、活動時間や方法など教育委員会の指導の下、両方で綿密に連絡を取り、連携して国が示したガイドラインに基づく一貫した指導を行っていくことが重要であると考えます。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 今回の地域、部活動の地域移行についてなんですけれども、私たちは村民の中でも知らない方がほとんどだと考えます。なるべく、村民にお知らせして、村を挙げてこの中学校の部活動、地域移行をバックアップできるような体制を取るべきと考えますけれども、何かその辺の対策は考えておられるかお聞きします。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 部活動は学校で行うものという考えが、生徒、保護者、地域に定着し、今後、地域移行されることについては未知の方が多く、中には抵抗感を持つ人がいることも考えられます。加藤議員のおっしゃるとおり、保護者や村民のご理解とご協力を得るためには、丁寧にお知らせすることが必要と考えます。PTAや体育協会、スポーツ少年団などの関係団体での説明はもちろん、広報せきかわで村民に趣旨を説明しご理解いただくとともに、関川村に合った制度の確立にご協力いただくようお願いしていきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 中学生にとりまして、部活動を通じて経験する学びというのは大変重要と考えているわけであります。中学校の部活動が今後、地域主体になっていく見通しの中、地域の皆さんが加わることにより、よい方向につなげていくような環境整備に力を尽くしていただくよう希望しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。

前回、3月の定例会議でも質問させていただきましたカーボンニュートラル、脱炭素の関係で、脱炭素先行地域に指定をされたというところから、再度の質問をさせていただきます。

10月に、当村が環境省の脱炭素先行地域に選定されました。加藤村長は村のホームページにおいて、豊かな資源を活用できる関川村にあった地域振興策であり、産業振興策であるとのコメントを発信されています。ここで改めて、制度の概要と村長の決意をお伺いしたいと思います。

次に、脱炭素先行地域指定に選定されたことで、村民へのメリット、これは何なのか。また、懸念材料があるとすれば、何があるのかというところです。

最後になりますが、計画提案の概要の中の3、取組により期待される主な効果の中で、②とされています木質バイオマス発電の燃料に村内材を活用するとともに、計画的な森林整備、スマート林業の導入、間伐材等を利用した木質チップ工場の増設により、林業全体の経営健全化を図るとあります。具体的な構想をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 小澤議員のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、国の進める脱炭素先行地域の制度の概要と決意についてでございます。国では令和3年

6月に、地域脱炭素ロードマップを策定し、全国に100か所の脱炭素先行地域を設置することが盛り込まれました。

この脱炭素先行地域では、地方自治体や地元企業、金融機関などが中心となって、農山漁村、離島、都市部といったそれぞれの地域特性に応じて、地域課題を同時に解決し、住民の暮らしの質を向上させながら脱炭素を実現させるということになります。具体的には、地域にある再生可能エネルギーの最大活用や、住宅や建築物での省エネの導入、再エネ電力の利用促進を組み合わせ、家庭など民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門などについても国全体の2030年度目標と整合する削減を実現するため、2025年度までに道筋をつけ、2030年度までに脱炭素の達成を目指すこととなります。

今回の計画では、役場、道の駅を中心として、下関、上関集落がそのエリアとして選定されています。関川村の取組は、脱炭素に取り組もうとする全国の豪雪山間地域のモデル、国がいう実行の脱炭素モデルでありますので、全国から注目される中で改めて私としてはその責任の重さを感じているところでございます。村民の皆様暮らしを豊かにしつつ、地域に元気を与える取組として、民間のノウハウや資金を活用しながら、官民協働により着実に事業を展開させていきたいと考えているところです。

次に、この選定による村民の皆様メリットと、懸念事項についてでございます。3月の定例会議でも、小澤議員のご質問にお答えをしておりますが、この脱炭素への投資は村の未来への投資と考えております。山と川と湯の里であります関川村は、豊かな自然と資源に恵まれており、こうした資源を有効に利活用する仕組みをつくることは、地消地産、地元で消費するものはできるだけ地元で賄うという考えに通じ、資金の内部循環により地域経済の活性化に質するものと考えております。

このたび、脱炭素のトップランナーとして選ばれたことから、関連企業から既に注目を浴びており、今後事業を進めることにより、ますます注目度を増し、見学者の増加などにより産業観光あるいは交流人口の拡大などにもつながるものと考えています。さらには、関連する企業の進出、雇用の場の確保という村のこれまでの課題解決にもつなげられるものと考えております。

村民の暮らしにおいては、発電された省エネ電力を村民の皆様が使用することで、外部要因に左右されにくい安定した電力の使用が可能となります。また、主要施設においては、それぞれ自営線をつなぐことにより、災害に強い地域づくりが図られるということになります。

懸念材料についてでございますが、いかに計画に沿ってスピーディーに事業実施を図れるかという点にあるかと思えます。村の職員だけでは、当然事業が進められません。村の体制強化をしつつ、村内での脱炭素の機運を高めることや、いかに民間企業との協力体制を築き、民間主導の投資事業につなげることができるのが、大きなポイントと考えております。

次に、計画概要の中の林業全体の経営健全化についてでございます。森林林業の経営健全化を考えるに当たり、中長期的視点で考えることが重要であります。この8月に発生した記録的豪雨による被害状況から、森林の持つ役割、その重要性については多くの村民の方に認識され、またその関心は高まっていると考えております。

森林経営の基本は、植えて、育てて、切って、使うという循環であります。しかし、これまで再生可能な資源があっても、地域内の木材需要が少なく、循環の中の使うの部分を解決すべく、出口戦略が大きな課題となっておりました。村としましては、この脱炭素事業に小型の木質バイオマス発電を組み込み、その燃料として地域材を利用することで、森林循環を生み出していく考えでございます。持続的な循環が実現すると、村の林業における地産地消が推進され、産業の活性化が見込まれます。

使うという点で、この取組は森林の適正化にもつながるものであります。地域資源である民有林6,500ヘクタールの適正管理により、地域内で循環できるスキームづくりを村が主導して行うことで、森林価値の最大化が図れるものと考えます。村内関係者はもちろんのこと、林業に関わる全ての方が一丸となって取り組むことで、将来にわたって次世代に続く森づくりを産業化させ、林業全体の経営健全化につなげていきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） それでは再質問に移らせていただきます。まず、当村としては、第2回の先行地域の選定のところで選定されたわけなんですけれども、これまでの全国の選定状況、教えていただいてもよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域整備課長（大島祐治君） 第1回、第2回、それぞれで説明をさせていただきます。第1回の応募では、26件、48自治体が選定をされました。第2回、今回では50件、53自治体からの提案があって20件の採択がされております。現在、全国で46件の提案が環境省から選定をされている状況でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 村が1回目の提案で選定されなかった。2回目の提案で選定されているわけなんですけれども、前回の計画と今回選定された計画。この違いを、簡単にご説明いただけますか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域整備課長（大島祐治君） 前回と今回の違いについてでございますが、前回の計画につきましては、環境省からは地域内のマイクログリッドで災害に強い地域づくり等、ある程度、一定の評価はいただいております。ですがその実効性であったり実現性の観点から、選定に至らなかったというコメントをいただいております。

ほかの選定を受けた地域の計画そのものも分析をさせていただきました、エリアの見直し、それから提案した内容をより実効性、実現性あるものにさせていただいたのが今回の計画となります。前回の計画の中では、他の事業者にも入っていただいて、デジタルグリッドの新たな技術を導入するという計画も盛り込んでおりましたが、非常に実現性の担保という部分では不透明な部分がありましたので、そこを見直しをさせていただいたり、エリアについては少し広く民生という部分を意識したりと、こういう格好で見直しをさせていただいたところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 今、私、質問をさせていただいて、村長及び政策課長から答弁いただいているんですけども、私も実際そうですし、今聞いている議員の皆さん、それから傍聴している皆さんも、なかなか難しい内容で理解がしにくいところはもちろんあると思いますが、これはもう本当に大事なところだし、今後の村に対する、村長さっき答弁でお話いただきました、次の世代への投資というところで、今村にとって一番大事なことじゃないかなと思うので、続けさせていただきます。

今、お話ししたように、すごく大きな事業なんですね。専門人材制度、今回、今年度から採用、活用している民間有識者の方の存在も、やっぱりすごく大きかったんじゃないかなと考えます。今後の行政としての推進体制を伺ってよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今、おっしゃるとおり、かなり専門的で、私もまた外国の言葉がいっぱい入ってきてなかなか難しいようですが、事業を推進するにおいては、やっぱり専門家の知識がなければ到底できませんので、これまでも外部の人材をお願いをして組み立ててきたところでございます。

ただ、それだけに頼るんじゃないしに、この脱炭素というのは、今でいう脱炭素推進室だけの仕事じゃないしに、村役場全体に関わることでございますから、協力体制といいましょうか、脱炭素推進本部をこの4月に立ち上げて実施していますが、今後これを頻繁に協議がされる中で、村全体でまず脱炭素を進める。そのために各課が何をすべきかということを決めていきたいと思っておりますし、今の、体制ではこれ弱うございますので、組織ももう少ししっかり体制を強化をして、問題のないように進めていきたいと考えているところです。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 内部、庁内のところも非常に大事だと思いますが、これを住民にどのように周知し、どのように理解をしていただき、どのように住民の気持ちを、指導している行政側と一緒にやっていけるかというところの合意形成の部分。どういうふうにお考えなのか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域整備課長（大島祐治君） 地域の皆様との合意形成についてでございますが、さきの議会でも、座談会のような形で、こういうお答えをさせていただいておったかと思えます。10月に、上関集落の理事会にお招きをいただきまして、その場で脱炭素の説明を始めさせていただいたところでございます。

次に、このエリアの中に入っております下関につきまして、12月14日に理事会にお招きをいただいておりますので、その場でまず脱炭素という部分を中心に説明を、再度させていただきたいと思えます。これに至る前段、住民の皆様にはアンケート調査という格好で、小学校4年生以上、全住民アンケートを実施させていただいて、まず意見内容を取りまとめをさせていただいているところでございます。的確な情報発信という面では、まず地域の合意形成、また専門家の意見も含めた格好で地球温暖化対策会議、こういった場で議論を深めていきたいと考えております。

それから村民の皆様のご理解なくして対策、対応についてやることは不可能でございますので、丁寧な説明、的確な情報発信、教育機会という部分も充実をさせていただき、ご意見、ご質問への丁寧で的確な回答を意識して、村民運動までというほどのものにはならないかもしれませんが、まず一丸となって、それに近い形で推進していきたい、合意を得ていきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 第1回の全国の先行地域指定に選定された先ほど政策課長から答弁いただいた地域。やはり、なかなか計画どおりに進んでないところがあるという話が、耳に入ってきています。いいものをつくり上げてしっかりとした計画を立てて、環境省で選定をいただいても、その後進まないとなると、やっぱりそれが逆に負担になってしまったりだとか、村民にどうなんだというところに、もろ刃の剣じゃないんですけれども、せつかくのものがマイナス要素になってしまうというのが、やっぱり懸念される場所の一つだと思うんです。そういった意味において、いま一度この計画の進め方、計画の行き先というところをもう一度伺ってよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域整備課長（大島祐治君） この計画の行き先というご質問でございますが、まずはエリアを選定させていただいて役場、道の駅を中心とした下関、上関、このエリアで実現可能なものを着実に実行し、それをまず村内にドミノ方式という形で普及を図っていきたい。全村を、まずは一つの形でまとめていきたいという格好でございますので、まず、できることを、小さいことかもしれませんが、そこからスタートをさせていただいて、将来像としては脱炭素につなげると。その形をつくるということを考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 20年来続く日本のデフレ経済。それから、3年ほど前から世界各国を取り込んで、日本またこの関川村においても非常に大きな影響を落としている新型コロナウイルス。そこ

に持ってきて冒頭村長からお話もありました8月の災害。非常に大変なことがずっと続いている中で、今回の脱炭素の先行地域指定というのは、この村にとってものすごく大きくて、ものすごく可能性のあることだと私は考えております。

ある方に、伺ったときには、世界遺産に登録される、匹敵するぐらいの内容だよという話も、されている方がいらっしゃいました。村長も先ほど来、おっしゃっていますように、やはり全体でこれ取り組まないと、絶対うまくいきっこないという印象を持っています。もちろん、議会としても何ができるのか。何をすべきなのかというのは当然考えていかなければなりません、いま一度繰り返しになるかもしれませんが、もう一つお聞かせください。

この脱炭素に向けた取組は、村全体で進めなければならないと意味がないと考えます。住民に対して、落とし込み、伝達、そしてフィードバックの仕組みづくりも必要なのではないのでしょうか。先ほど伺った第1次先行地域の中の自治体には選定されたものの、計画どおりに進んでない自治体もあるようです。そのようなことに当村がならないような組織体制の整備、これも必要だと考えています。また現行の脱炭素推進室のメンバー。やはり、マンパワーを含め、体制が脆弱だと私は考えざるを得ないところはあります。役場内組織に、先ほど村長がお答えいただいたような全課長、局長が集まった体制もそうであろうとは思いますが、各課横断的なプロジェクトチームを設置することや、村内以外の有識者の意見を反映させる仕組みの構築、進めていく体制づくり、必要だと思います。いま一度この辺について、お答えいただけてよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） この事業を着実に推進していくためのポイントは、実は今回第2次選考で、関川村は村単独で応募をして選定をしていただきました。単独で応募をして選定していただいたのは、関川村と京都市と、もう一つ上野村だったかな。3つです。あと、ほとんど企業がついています。電力会社、新電力あるいは地元の銀行。そういう民間企業と一緒にやろうという体制を組んでいます。そういう意味ではもう民がつくわけですから、かなり実効性は担保されています。

私とすれば、村の中、役場の中の体制をしっかりさせるのは大事なんですが、これを推進するパートナー、しっかりしたパートナーをつけて、民でできることは極力民でしていただく。村の関与はなるべく少なくして民主導でやれるような、そういったパートナーを、今いろいろ議論しているところでして、そことしっかり組むことによってこれはかなり進んでいくのかなと。また、それが進むことによって、実際に、先ほど申しましたように、少しのことで実現をすれば、村はやる気があるんだなと思っていただけますし、将来こうなるんだなという絵も多分お分かりになると思っていますので、しっかりした企業とタッグを組んで、まずは小っちゃなことからまず始めてみると、それがまず、言うよりも見せることが一つの大きな理解につながるのかなと思っています。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） この事業について、細かいことをいろいろ質問させていただきましたが、私はすごく大賛成ですし、やはりうまく進めていただきたいし、いきたいという思いが強いです。

3月の質問のときも、私触れたんですけれども、村長がホームページで発表する中の、私が少し細部にわたって伺った中で、バイオマス発電事業、これが中身がよく説明がされてない。よく理解できていない、村民の中では。以前にあった関川村のバイオマス事業と、オーバーラップする方がいらっしゃるという懸念、私の中に今、持っています。

やはり、細かい説明、丁寧な説明で、地域政策課が言っているようなスピード感というのも、両方でやっていかなければならない中で、これ行政の方でやってくださいじゃ駄目だと思うんです。やはり、我々議会も、そこをしっかりと何度も何度もお聞きしながら、チェックをさせていただきながら、議会での広報活動によって住民の方への周知を少しでも広げていくようなやり方を、やっていかなければならないと私は考えていますので、この後、本会議終了後に全員協議会の開催を予定をさせていただいていますが、以前にもお話しした議会での特別委員会の設置を目指しながら、そこで、本当の意味での両輪というのを、この事業を一つのきっかけとしてやっていけたらと考えて、村長、その辺もう1回お答えいただいでよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） この事業は、事業といいましょうか、私も村長してから、様々なこの村をよくするためにどうしたらいいのかといろいろ考えましたが、やっぱり特に欠けているといいましょうか、産業振興、雇用創出という部分が、これまでなかなか手がつけづらかった部分が、今回そういうチャンスが来ているかなと思っていますし、またそれが今回の脱炭素という取組がこの村にすごく似つかわしい事業かなと思っています。そういう意味では、行政もそうですし、議会の皆様とも十分ご説明をしながら、オール関川村でこれを取り組めればなと思っています。引き続きよろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） この関川村の選定について環境省のスタッフの方からも、すごく期待していますという言葉、いただいていますので、今ほど、村長から力強い答弁をいただいたように、しっかり我々も協力していきながら進めていければなと思っています。

以上で、私の質問終わらせていただきます。

○議長（渡邊秀雄君） 11時10分まで休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、2番、 近 壽太郎さん。

○2番（近 壽太郎君） 2番、近です。

技術系災害支援ボランティア団体との関係構築ということで、質問させていただきます。

このたびの災害により、多くの家屋が床上、床下浸水に見舞われました。そしてそのほとんどの家屋は、いまだ完全な復興には至っておらず、一刻も早く元どおりの生活ができるよう願っております。

家屋の復旧には多くのボランティアに支援していただき、心から感謝を申し上げます。今回、私は、災害ボランティアの中で技術系の災害支援ボランティア団体があることを、初めて知りました。NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク、JVOADという団体があります。これは、こういう小規模なNPO法人のボランティア団体をまとめて支援するという組織でもあります。そこに所属する団体は全国で50団体、常時活動できる人員900人程度しかいないと聞いていますが、いざ災害時となれば何倍にもなり得る団体と聞いております。

具体的な作業内容は、今回の災害でいえば、応急処置として床剝がし、床下の乾燥、壁剝がし、断熱材の撤去、基礎材のブラッシング、床下の消毒、乾燥後の断熱材入れなどもありました。ほかには、乾燥機材の利用貸与、資材提供など作業に必要な機材、資材は、全て自前で賄えます。また、高田集落においては、水害後早い段階で申請された方々に、家屋の復旧に対する処置方法などの説明会も行っております。

このたび関川村で主に活動されたのは、風組関東、め組ジャパンメイクハッピーのNPO法人と聞いております。支援を受けた方々からは、大変助かったと感謝されております。彼らには、家屋を復旧につなぐ知識と技術、機材や資材を持っています。彼らには個々に仕事があるために、土日祭日の休日しか活動できませんが、風組関東の場合、8月7日から11月5日までで29日間、延べ63人、め組ジャパンメイクハッピーにおいては15日間、延べ68人が活動しております。

災害を未然に防ぐ対策を講じることは言うまでもありませんが、最近の災害は想定を超えた現象が各地で発生しています。近頃、受援力という言葉が生まれているそうです。これは、内閣府が何かこうつくったみたいですが、これを私は援助される体制を築くことだと理解しております。それと同時に、村民同士助け合える体制や技術も進めていく必要を感じております。そのことを踏まえて、次のことを伺います。

1、技術系NPO法人与災害協定を締結することについて。

2、風組関東などの団体による災害復旧のための技術講習会など、継続的に実施することについて、それぞれ村長の見解を伺います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 近議員からは、8月豪雨での被災者支援に関するご質問であります。

改めて被災されました多くの皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く日常が取り戻せるようにお祈りをしております。

さて、近議員のご質問に順次お答えをいたしますが、1点目の技術系NPO法人と災害協定を締結することについてでございますが、議員のご指摘によりこのたびの災害復旧に関しましては、多くのボランティアのご支援、多くのボランティアの皆さん、そして技術系ボランティアの方々にもご支援をいただきました。社会福祉協議会の報告によりますと、一般ボランティアで延べ3,000人、技術系のボランティアの団体が24団体、300人にも上り、そのほか、ボランティアセンターを通さずに独自の支援活動をしていただいたケースもございます。ボランティアの皆様のご活動には心から感謝をしておりますし、ボランティアセンター閉鎖後においても、継続して活動をしていただいている団体もあり、心から敬意を表するものでございます。

村では、災害協定を16の団体等と締結をしております。このたびの災害に関しましてはIVUS A国際ボランティア学生協会や山形県の建設業者など、発災直後に駆けつけて積極的にご支援いただいたところがございます。また、物資供給において協定を結んでおりました民間会社からも、協定を活かしたご協力をいただいたところがございます。

災害が激甚化、頻発化をしております。またどのような災害が起こるかわかりませんので、迅速な支援をいただくために、様々な団体と災害協定を締結していくことは必要であり、ご指摘の技術系ボランティア団体との協定締結についても有効であると考えております。具体的な締結に関しましては、ボランティア団体は数多くございますので、社会福祉協議会やまとめ役である団体にご相談をさせていただいて対応していきたいと考えております。

次に、災害復旧のための技術講習会の継続実施についてであります。講習会の実効性を上げるため、今後は村の防災訓練などに合わせて実施することも検討していきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君） 1つ目の締結に対する今後の体制なんですけれども、社協が一番、窓口になって詳しいと思いますけれども、私としてはできれば早いうちに、来年の7月までには締結をしていただければなと思っておりますが、よろしく願いいたします。

それはなぜかという、次の技術講習会の継続的实施にもつながるんですけれども、今回の災害は、こういう大きな災害はもう半世紀以上もたって発生したものですから、当時のことを災害のノウハウを知っている人は、もう現役世代ではほとんどいないという状況の中でありましたので、こういう災害を常に忘れないようにするためにも必要なことだと思います。できれば、それを今回の今、村長がおっしゃられました防災訓練時においても間に合うように、講習会をできるようにして、段取っていただきたいと思っております。

技術講習会というのは災害ボランティアのネットワークなどで、常にその平時の取組として計画

されているわけでした、ボランティアセンターとの強化、それから産官民などの支援者間の連携強化、地域との関係構築、連携強化などが挙げられております。こういうことを継続的にやることによって、全国からいろいろな人が集まっておりますので、関係人口にもつながっていきますし、ぜひこういう方向で進めてもらったらなと思っておりますが、いま一度その村長の前向きな発言をお願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 風組関東さんにつきましては、私も村長として何度もお会いさせていただいて、特に木造家屋での対処の仕方、発災時1か月後、2か月後どうすべきかと随分と教えていただきまして、地域にもその辺の情報を流したところですし、やっぱりおっしゃったとおり、災害なかなか経験してないので、いざ被災したときにどういう対応するのかわからない。そういう意味では、そういう技術系のボランティアの方々とのつながりを維持していくことも、すごく大事ななと思っております。

今回もこういう支援をしていただいた方々には、実は感謝状もお出しをして感謝申し上げるところですけども、今後ともそういった技術系の方も含めて連携をしていくために、先ほど申し上げました協定についても、なるべく早く議論をして、先ほど言いましたように、いつまた何が来るかも分かりませんから、協定することと、あとはこういった取組を災害時にご説明をしてもなかなか、被災されている方はもうぼぼっと頭になっているので難しいので、平時の時期にしっかり、そういう教育といいますか、技術指導といいますか、そういうこともやる必要があろうかなということ、訓練時にやれば冷静にそういうことの習熟もできるかなと思っております。引き続き、ボランティアとの体制強化についても、今後前向きに進めていきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君） 私も、風組関東の代表されているコバヤシさんと何度かお会いしてお話をお聞きしたんですけども、今回なぜ村上に行かないで関川村に来たのか。全然関川村知らなかったわけですから、その辺をお尋ねしたところ、たまたまIVUSAが関川村と災害協定を結んでいた。IVUSAが、関川村と災害協定結んでいるんだしたら、これは入りやすいだろうということで、関川村に来たというお話を聞きました。やっぱり、この人たちが一番気にするのは、来たときの対応、行政の対応とか社協の対応とか、そういうのが一番気になるんだそうです。ですから、そういう体制がしっかりできていると、すごく入りやすい。仕事もスムーズにいくというふうに、よいことづくめなんですけれども、この災害がここでの、この辺で終わりかなというところで、静岡の災害がありましたので、行ったその後でまた来村されたときに、「いや静岡は大変だ、どこに行っているのかわからない」というような言葉をいただきました。いかにこの受入れ体制が大切かというのも、この人たちの話を聞いて実感しました。どうか、今後も、前向きにこの人たちと活動が

続けられますようお願いしまして、質問を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、7番、高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 7番、高橋です。

9月定例会において、8月豪雨による災害について、復旧復興をどのように進めていくのかをお伺いをいたしました。ただいま、建設関係者の努力におかれまして、復旧は進んでいるようでございますが、進捗状況について、次の2点についてお伺いをいたします。

1点目、農地関係について。用排水路について。道路関係について、河川橋梁関係について。

2点目、米坂線について、村としてどのように考えているのか。村長の見解をお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 8月豪雨災害の復旧復興につきましては、国土交通省、新潟県、県内自治体などから技術職員を派遣していただき、被災箇所の確認や復旧工法の検討、国の災害査定の対応などを行ってまいりました。関係機関の皆様には改めて感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、高橋議員の質問に順次お答えをいたします。

まず初めに、農地農業用施設の災害復旧事業の進捗状況についてでございます。8月豪雨で被災した農地農業用施設は農地で553件、用排水路等の農業用施設で435件となりました。被害のあった農地農業用施設のうち、国の事業で復旧する災害復旧事業の進捗状況といたしましては、農地92件、農業用施設97件、合計189件の災害査定を今週で終える予定となっております。

復旧工事については、応急復旧や、交付決定前着工等を行い、農地農業用施設合わせて189件のうち90件の発注を終え、うち農地6件、農業用施設8件の復旧を終えております。順次、来作の作付に向けて、復旧作業を進めていくところでありますが、約半数の受注ができてない状況であります。件数、規模ともに、復旧には村の建設業者で対応できる範囲を超えておりますので、現在県の建設業協会へ働きかけ、請負業者の確保に努めているところであり、順次、地元関係者に復旧について説明をしてまいりたいと考えております。

次に、村道、河川、橋梁等の復旧についてですが、国の補助で復旧する村道は33か所、河川が12か所、合わせて45か所となっており、全て先月下旬に査定を終えまして、順次、工事を発注することとしております。なお、橋梁単独での被災はありませんでした。今年度内に復旧を完了させることが原則であります。事業規模が大きい箇所等で県等関係機関との調整が必要な場合や、この冬の降雪状況によっては、事業を次年度に繰り越して完了させる場合もございます。

また、村の単独事業による復旧は村道で37件、河川で19件、合計で56件であります。このうち村道29か所、河川18か所については、既に完了済みであり、残りの箇所についても、年内に完了する予定であります。

2点目の米坂線についてのご質問でございますが、米坂線は、地域の子供たちが通学で使う地域の足として、また来村される皆様の移動手段としても、大変重要な路線であると考えています。先ほど、加藤議員からのご質問にもお答えさせていただきましたが、いまだ復旧の見込みが明らかではありませんが、県や沿線市町村と連携し、早期復旧、早期の全線復旧を要望していきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） 大変な箇所数で、それこそ協会関係者の皆さんにお聞きしますと、とても春までには間に合わず、とても手不足でできないということで、大変申し訳ないんですが、お返ししましたというような話も聞いておりますけれども、今お伺いしたところ、189件の査定を受けて発注もされているということで、全体でこれだけの箇所数なんですけれども、春までに耕作作付というか、その辺できるのは何か所程度でどの地域になっているのか、その辺は、今の段階ではちょっと難しいのかもしれませんが、お伺いできればなと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えします。

どこが残ってどこかができるのかと、いろいろと地元の関係者の方、ご心配されていることとは思うんですけれども、今、県の建設業協会さんとかいろいろと協力をいただきまして、まずは用排水路とか、そういった施設を先に復旧していきたいと考えております。その中でまたできるところで農地の復旧も進めていくわけですが、例えばその、大島の成沢という地区ですとか桂地区や、大規模なところについては、復旧工法も含めてどのようにしていくのか、また地元の関係者の方と話し合いながら進めていきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） 今、それこそ春に向けて、これからだと思うんですけれども、営農計画を出さなきゃならないということで、既に被災して農機具やらそれこそ機械、みんな水浸しになって、もう辞めたいという方々もおるようなんですけれども、せめて自分としてはまだやりたい。しかし、復旧がどのようになるかということは、やっぱり先立っているようで。春までに間に合うのであれば、営農計画に上げて耕作したいという方もおられるようなので、地域別でもいいですけれども、それこそ、ここは到底、来年春までには無理だし、いつ頃までの予定にさせてくれというお話を申し上げていかなきゃならないんじゃないかなと考えております。その辺の考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 議員ご指摘のとおり、もう営農計画書を提出する時期でもございますし、また肥料や苗などの準備も必要になってくる時期になっております。そういったところではござい

ますけれども、先ほど来、お話をさせていただいているとおり、業者さんが決まらなると復旧のスケジュール感も出てこないというところもあって、まずは業者さんの選定を急いでるところです。

ですが、そういった時期でもございますし、今後、冬に向けてこれからの営農計画のところ、必要な部分について、皆さん、農家さんに周知していきたいと考えておりますし、大きな地区で話ししますと、細々とした水路もございますので、そういったところも含めて、その地区ごととかその箇所ごとに説明をしていきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） それこそ、大規模な場所と小規模の場所、当然あるんですが、復旧に当たってそれこそこの時期であります。日も短いし、それこそ天候も悪天候でありますし、それでこれから雪が降って、雪の足場で作業しなきゃならんというような箇所もあろうかと思えます。その中で、査定を受けたとおり完成させていかなきゃならないのか。まず、春に向けて作付できれば、水かけでもまず崩れない。その程度の復旧で終わったほうがいいのか。その辺のところを、農家さんともかく作付ができればいいんじゃないかというところを、そんな話も出ておりますので、その辺の考え方は。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 議員ご指摘のとおり、例えば田んぼの畦崩れ、上段から下段の方に土砂が、あぜが崩れて落ちたような箇所はございますけれども、そういった場合については下の田んぼの廃土をまず急ぎ行う。上段の田んぼについては、手当てといたしますか、水が漏れないような程度にあぜの復旧とし、取りあえず、春の耕作に間に合わせるという方法も検討して、そういうようなスケジュール感が出た場合には、現在も例えば銚江沢地区などについては、そういったような説明をお願いをしているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） まだまだ査定は多く残っているんですけれども、最終的にいつ頃で完成、なかなか業者もいなくて、県までそれこそお願いしに行かなきゃならない状態なのは重々承知なんですけれども、ただ農家さんにしてみれば、いつ頃なんだよというところを聞きたいのかなと思っておりますので、その辺、これからでも結構ですし、進めていっていただければなと思えます。

それから、道路関係については大分進んでおるようではございますけれども、発注されていくと思いますが、今現在ちょっと道路で、県道、村道の中で深沢の道路についてはお知らせ版で周知されるかと思いますが、まだ分かってない方もおられるかと思っておりますので、これは7月までに復旧が終わるというお知らせ版でありました。吹ノ沢についてどのようになっているかちょっとお伺いできればなと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 吹ノ沢の橋の前後の道路は今、片側交互通行になっておりますけれども、12月20日を目途に、前後に被災しているところに仮復旧をしまして、全面通行止めを解除するよう進めていく予定にしております。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） それでは、災害箇所については始まったばかりで、なかなか進行は業者の手不足もありながら、大変ご苦労さまでございますけれども、順次、進めていただきたいなと思います。

J R米坂線についてお伺いしますが、先ほど加藤議員からもご質問がありましたけれども、村長さんにはまず、同じようなご質問で申し訳ないんですが、村長、過去に大内渕で土砂崩れがあったんですね。そのときに、113号がストップで交通止めがかかりました。そのときに、米坂線が物流の関係ですごい、何と申しますか、米坂線のおかげで進行したということがありました。そういう経緯もありまして、確かに米坂線は赤字路線ではあるんだろうけれども、やはり復旧に向けて、村でも大いに陳情して、何とか復旧させていただくようお願いをしたいんですが。いま一度、村長さん。今、坂町小国間と小国から今泉ですかね、今泉までは運行しているようだけれども、今後どのように進んでいくのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） また、近々にJ Rの新潟支社長ともお会いをしますので、その段階でどんな説明をいただけるかというのもございますけれども、おっしゃったとおり、単に赤字だから廃線なんていう話になると、今回災害のときに花立のあそこの被害を受けて代替ルートがないという話になりましたけれども、道路1本ではまさにいざというときに大変、迂回ルートがないというところですから、そういう意味でもJ Rの路線と国道があるということは、ある意味補完し合う立場になると思いますから、そういう意味でもその路線が残すのは、私は重要ななと思っています。

J R東日本の新潟支社も、先ほども申しましたとおり、前に新聞で地方路線の赤字について協議会を開いて検討するんだという話がありましたが、この災害とそれは別だと。災害は災害でしっかり復旧するという方向で、それと赤字路線とはもう絡ませないという話をしていますから、以下にどういう形で復旧するのかということについて、我々も情報を取っていきますし、また沿線の自治体とも協議しながら、早期全線開通に向けて要望していきたいと思っています。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） まだ復旧が始まったばかりで、なかなか先のめども立たないようではありますが、努力いただいて、J Rにしても災害にしても、ひとつ頑張ってくださいなと思います。よろしくをお願いします。

私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（渡邊秀雄君） それでは午後 1 時まで休憩します。

午前 1 時 4 4 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、4 番、伊藤敏哉さん。

○4 番（伊藤敏哉君） 4 番、伊藤敏哉でございます。

環境省所管の脱炭素先行地域選定と、今後の推進方針につきましてお伺いします。午前中の小澤議員の質問と同じテーマの質問で、一部重複するものがございますけれども、ご容赦いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

11月2日付の新聞報道で、環境省は1日、政府目標に先駆けて2030年度までに脱炭素化に取り組む先行地域第2弾として、本村など17道府県の20件を新たに追加認定した。先行地域は今年4月の第1弾と合わせ、29道府県の計46件となり、同省は25年度までに少なくとも100件まで増やすとしている。

本村の計画は、太陽光や風力、地熱、木質バイオマスなどの多様な発電設備や、蓄電池の導入を計画に盛り込んだ。将来的には、村内の地域新電力会社や小規模電力網を設ける方針であるとの報道内容でございました。まずは、まさに全国自治体の先駆けとなる先行地域に選定されたことにつきまして、脱炭素化時代の流れを見越した先見性と、応募に向けた準備、計画づくりなどのご尽力に対しまして、深く敬意を表するものであります。

ここで村長に伺います。この制度へ村として応募すること、提案計画につきましては、その概要につきまして議会として説明を受けているところでございますが、このたび国の選定を受けたことを踏まえ、村民への周知の観点から、改めまして脱炭素先行地域、この制度の①としまして、制度の概要。②としまして、応募に至った経緯。③本村の提案計画を進めることで描ける村の将来像につきましてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 伊藤議員のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、脱炭素先行地域の制度についてのご質問でございます。

先ほど、小澤議員のご質問にもお伝えさせていただきましたが、脱炭素先行地域は2025年度までに、脱炭素の道筋をつけ、30年度までにその達成を目指す地域となります。応募に至りました経緯につきましても、小澤議員の質問にお答えした中で触れさせていただきましたとおり、脱炭素への投資は、村の未来への投資と考えて決めたものでございます。

私は、令和2年2月の広報せきかわ「村長室から」において、村内でお金を循環させることの大切さについて述べました。そこでは、「地域経済の活性化には、地消地産という生産構造の変革も大きな視点です。村民が消費しているものは、できるだけ村内で作るという考えです。村民が消費している、例えば、食料、エネルギーなどを村内で作り出し、外部からの調達を抑えることにより、村外に流出していたお金を取り戻すことができるのです。」と述べております。

関川村は豊かな自然と多様な資源に恵まれておりますので、これらを脱炭素に向けて最大限活用することは、地球温暖化対策として有効ということもありますし、地消地産の取組を実現させることにより、様々な面から県内経済にも活力を与えるものと考えているところでございます。

次に、村の将来像についてでございます。今回選定された本村の計画については、そのエリアを限定しており、道の駅、役場周辺を中心とした下関、上関のエリアとなります。まずは、村内のエネルギー消費の約3割が集中しておりますこのエリアに限定し、取組をスタートさせるものです。将来、この取組を全村に広げることで、エネルギーの地消地産が図られることとなります。

このエネルギーを生み出すために付随する事業の拡大も図られ、資金が村内で循環する基盤システムができて上がることで、村内に資金循環が生まれ、経済の活性化につながります。脱炭素の取組を軸として、交流人口の増加や企業進出、雇用の場の確保などの地域課題が解決されることや、災害に強い村となることを、将来の像としているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） それでは再質問をさせていただきます。この先行地域の選定がなされた報道を受けまして、私も急遽といたしますか、勉強の意味で環境省のホームページをいろいろ見させていただいて、村が提出された計画の内容、概要などもある程度、ある程度といたしますか、勉強したところなんです、その中で幾つかお聞きしたいと思います。

ホームページの掲載の資料によりますと、先行地域の選定に当たりましては、関係者との合意形成が非常に重要視されているということで、資料に掲載がございました。今後、合意形成を進めるあるいはもう既に地元の集落ですとか、民間企業あるいは団体との合意形成がなされている申請、あるいはこれからそういう、各関係者との合意形成を進める計画、様々あったようでございますが、本村の場合、先ほどの小澤議員の質問に対する答弁でお聞きしたところ、自治体、集落関係では上関の上関、それから今後下関との情報交換されるというご答弁でございましたが、そのほか、今後の計画でもよろしいですし、現在も進めている内容があればその団体ですとか民間企業、そういうところとの先行地域の取組に関する協議といたしますか、そういうことがなされているようであれば、お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域整備課長（大島祐治君） 合意形成に向けた動きといたしましては、まず全村のアンケートの

中では興味という部分を、どの程度認識をしていただいているかという調査から、今年度スタートをさせていただいているところです。各事業者の皆様との話し合いにつきましても、今後進めさせていただく面もございますし、6月、7月だったでしょうか。下関、上関の集落の皆さんを対象にこの説明会をやったときには、その場で合意書というか、同意書というか、書いていただいて、同意をいただいている方もいらっしゃると思います。

まだ、同意、合意をいただいているいない皆様もいらっしゃいますので、今後、着実にこのエリアについては合意形成を図っていく予定としておりますし、何もこの脱炭素、先行地域だけではございませんで、ほかのエリアにおいてもやはりお話をいただいております。その地域につきましてはまた改めて説明、脱炭素の説明なんかもさせていただければと考えておりますので、先行地域のエリアは中心エリアになりますが、それ以外のエリアの皆様にもこの脱炭素については、一緒に取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 今ほど、上関の一部の方との合意というお話がございましたけれども、それはあれですか、需要家というんでしょうかね、その電気を供給を受ける民間の住宅の世帯主の立場というような形の、その同意書ですか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域整備課長（大島祐治君） 合意につきましては、再エネの電力を使うというものではございませんで、まずこの取組に対して合意をいただくと、こういうものでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） それでは続きまして、これもホームページの資料を見ての質問なんですが、先行地域に選定されますと、国の予算が優先的につくといいですか、配分があるということで、令和4年度の予算では、総額で200億円、5年度の予算の概算要求額ですと500億円というような数字が載っておりました。ホームページの事業、この先行地域が取り組める2つの大きな事業があるということで、1つは脱炭素化先行地域づくり事業ですか。これは1つの計画に対して上限が50億円というふうに記載されておりました。またもう1つ、重点対策加速化事業。これは1市町村15億円というようなことで載っておりました。まだ本村の場合、まだ計画が認定された直後でございますけれども、こういう今の概略的な計画で、2030年度までの取組において、例えば、関川村では何十億円規模のこういう事業を積み立て、組み立てていくと、そのぐらいになるような、もし概算の数字があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域整備課長（大島祐治君） 概算額では38億円程度になるかと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 今後の取組のスケジュールという資料が載ってございました。その中には大きく5つの項目がございました。

少し時間かかりますが読ませていただきますと、1つ目は太陽光発電、蓄電池の導入、2つ目、自営線、大型蓄電池設置、マイクログリッド構築、③林業活性化エネルギー高度利用化事業、④木質バイオマス発電設置、⑤ソーラーシェアリング導入、⑥融雪設備設置という大きな項目で6つが載ってございました。それで2023年度から2030年度まで、順次、これらのメニューに取り組んでいくという計画になっておりますが、この⑤のソーラーシェアリングという事業を見ますと、2023年度から2025年度までの間に実施するというような計画に読み取れるわけですが、この点、ソーラーシェアリングというのは、主に遊休地ですとか農地ですとか、そういうところをソーラーパネルを利用して、農業生産とあるいはその電力発電を組み合わせるといふふうに理解しているんですが、この事業が一番早い段階で実施されるということになっているんですが、その事業について何かもう準備段階といいますか。もうこういう準備していますよというようなものがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域整備課長（大島祐治君） 今ほど、伊藤議員からお話いただきましたソーラー、それから自営線、蓄電池、林業、それから木質バイオマス、ソーラーシェア、融雪につきましては、それぞれ各脱炭素に係るようなエネルギー関係の展示会等に、専門人材の方が参加し、いろいろな情報収集に、努めています。その中で、ソーラーシェアについては、よくテレビ等では農地の上にソーラーパネルが乗ってというものもございますし、ハウス型のものでソーラーパネルをつけて、ハウスの中で何かを栽培するといったものもございますので、それについて、今、詳細をまた調査して実現可能なものを選ぶという段階になっております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 今ほど質問した6つの大きな項目の中の1つに、木質バイオマス発電の燃料に村内材を活用するとともに、計画的な森林整備、スマート林業の導入、間伐材を利用した木質チップ工場の増設により、林業全体の経営健全化を図るといふ記述がございます。私、この林業に関する部分で一番、この取組に期待をしているところでございます。

事業計画を見ますと、先行地域の対象、これは村内中心部エリアですということ、先ほど村長からもご答弁あったところですが、ただしかしこの事業はその中心部に限らず、村内全域を意識したものというか、全村を考えた中で経済の部分あるいは活性化の部分で取り組んでいかれることと思っておりますが、林業の部分では関川村はかなり、国土調査も進んでございますし、境界の明確化もかなり進んできておるわけで、それぞれの山林の持ち主の方々も、山林は持っているけれどもどういう活用したらよいか分からないという方が、たくさん私の周りにもいらっしゃいます。もうかなり

樹齢が、もう50年、60年たったものもたくさんあるわけですがけれども、それを木材価格の低迷ですとか、そういうような理由もあるわけですがけれども、山に対する関心というのが非常に低い状況になっているというのは、皆さんご認識されているのではないかと思います。

それで今の木質バイオマス関連の事業が、先行地域の取組の後半部分になるのでしょうか。実現すれば、非常に雑木ですとか間伐ですとか、そういうものに対する関心が非常に高まってくると思いますし、そのことはつまり中心部だけでなく我々住んでいる周辺地域の皆さんが、一番この先行地域になってよかったというようなことを感じれる部分でないかなと思っております。

この林業のバイオマス発電の関係、これは午前中に小澤議員からも質問があったところでございますけれども、バイオマス発電事業に関しての何ていうのでしょうか、今後の2030年度までの中で、どのあたりに位置づけられてくるのか。あるいは、林業の活性化、経営健全化について、どの程度の何ていうのでしょうか。ウエートといたしますか、そのあたりの意気込みといたしますか、考え方について再度お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域整備課長（大島祐治君） 木質バイオマス発電に関してのご質問でございました。木質バイオマス発電につきましては、小型の50キロ未満のものを複数台設置するという格好で、計画には盛り込ませていただいております。これは国内で既に実績のあるものをまず見させていただいて、その実績に基づいて計画をつくるという格好で進めてきたものでございます。

林業に関する部分ですと、先ほど村長の答弁の中でも、森林のサイクル、植えて、育てて、切って、使う。その使うの部分は、まさに村内の中で大きな活動、産業化ができることを期待をしているところでございますし、ここで生み出される電力につきましては、24時間安定的に生み出されるものでございますので、電力需要、電力を供給する側の立場としては安定的にできる、まずそのベース、この木質バイオマスに頼るという面としても、この木質バイオマスは期待を寄せているところでございます。

全村に、村内約87%を占めるこの山林でございます。この持っているポテンシャルというものが、最大活用されると、こういう意味合いもありましてこの木質バイオマス発電については、大いに期待をしているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 午前中の小澤議員の質問の中にも、今後の村民に対しての周知のことが質問されましたけれども、村でもう既に12月1日号の広報せきかわにも、先行地域に選定されましたということが掲載されておまして、既に村民の方も大いに関心を持っていることと思っております。

当事業は、地球温暖化対策に資する時代の大きな流れに沿った壮大なプロジェクトであると思っております。先ほど、まだ概算の事業費ではございますが、38億円というような金額、事業費の紹介がご

ございました。この事業に本村が先行地域として取り組むことは、とても大きな意義があると思います。村民が、村に対する、村がこういう事業に取り組んでいることに対して自信あるいは誇りを強く感じることにつながる事業ではないかなと思っております。

今後はあらゆる機会、手段を用いていただきまして、当事業の意義や進捗状況を村民に周知することが、大変重要であると考えております。議会としても議会の立場で可能な限り、当事業が円滑に推進されるよう尽力すべきと考えております。

今後とも、村から議会に対して、積極的な情報提供、意見交換の場の設定等にご配慮をいただくことをお願いしたいと思います。また後日、全員協議会で、事業の概要の説明もいただけるということですが、小澤議員と同様、村と議会が一体となって推進していくように、我々も尽力してまいりますので、ぜひとも情報交換等にご配慮いただき、進めていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） よろしいですか。村長。

○村長（加藤 弘君） ちょっと補足説明をさせていただきたいんですが、先ほど大島課長が申し上げました38億円というのは、事業規模でございます。これは村が投資する事業という意味ではございません。

今回の事業の中では、民生部門の電力を脱炭素にするという意味においては、先ほどのエリアの電力を脱炭素にするという、そういう意味と、それとはまた関係なしに民生部門以外の、要は脱炭素の取組ということで山林等が出てくるという、そういうスキームになっています。

今回、38億円、村の事業じゃなければ何なんだという話になるんですが、新電力を立ち上げて、ちょっと専門的といいますか、PPA事業者ということで、例えば今、家に太陽光パネルをつけているのは、これは家の方が購入して設置をして、その電力を売電するような構造になるんですが、今、ほかの自治体もそうですけれども、PPAという事業をやっています。要は、この敷地を貸して発電をして、その家は事業者から安い電力を買うという仕組みがあります。国の補助金が大幅に入るわけで、そういうPPA事業での太陽光発電というのも採算に合います。使う方は、今の電力よりも少なくとも高くない、安くなるという方向で、当然補助金が入りますから安くなりますから、それを行おうとするPPA事業者というのが、様々なところで設置をしていくわけです。それが、多分新電力と一緒になると思うんですが、そこが様々事業をやるわけで、その事業の事業規模もその38億円に入っています。

私どもとすれば、村がやるのじゃなしに、そういう事業者が様々なところで電源を確保して、電力の再生可能エネルギーをつくってこういうシステムなので、ちょっと誤解があるかなと思って申しあげましたけれども、38億円というのは村の予算ではなしに、そういう事業者のものも含め

て、全体ということなのでお断りしていきたいと思います。また詳細につきましては、これからまた議会にその都度説明させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） PPA事業につきましてもご説明いただきまして、私にもわか勉強でございましたけれども、PPA事業というのをちょっと勉強しました。今までは個人でやったものについても買取りだったり、リースだったりということなんですが、それを第三者である事業主が、事業主の予算で場所とか屋根を借りて発電して、電気料を当事者からもらってというシステムだと理解しているんですが、また今後、この2030年度までに、例えば村の企業で、例えば事務所ですとか工場の2階、屋根に、そういうPPAで発電システムをつけたいとか、あるいはその個人の方でも今取り組んでいる方、なかなかその売電価格の低下によって、非常に当初の予定よりも収入が見込めないというようなことも聞いておりますし、せっかく村長にご答弁いただきましたので、お願いしたいと思うんですけれども、そういう林業の部分での経済循環と同時に、そういう民間の企業ですとか、個人ベースでも何か再エネに取り組めるような、補助制度でも結構ですし、そういう意識を高めていただくことにも少しか、何か事業としてのメニューがないかご検討いただければありがたいと思います。終わりにする予定ですが、1つ付け加えて質問させていただきますけれども、最後にこの質問お願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） この再生可能エネルギー事業を実現するには、まずは電源をいかに確保するかということが重要になります。よく新電力といいますと最近倒産が相次いでるので心配なさる方もおられるんですが、倒産している企業というのは、実は自前の電源を持たないで電力の卸売市場から安く買って高く売るんじゃないですけれども、そこで利ざやを稼ぐという新電力がいっぱいありまして、そういうところは今回の原油の高騰等によって調達価格がすごく高くなっている。一方で、電力安く売っているということで、破産しているわけです。

我々が今、考えている新電力は、まず、地域の協力をいただいて電源をしっかり把握をする。そこに国の補助金を入れて安いコストで、なるべく地域にそれを売っていきこうという、まさに地消地産をしていきこうという制度なんです。ちょっと電力とは違うんですけれども、そういった趣旨を十分説明をしながら、地域の方々とお互いにウィン・ウィンになるような、今後それを導入する予定で、何がネックになっているか、それはもう十分検討しながら、そうした導入が進まない理由があれば、それに対する対策もしっかり講じて、今後の再エネ事業を進めていききたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 冒頭の事前通告の質問をはじめ、再質問にお答えいただきまして、村長がこの事業に取り組む、何ていうんでしょうか。思い入れとか、決意というものを非常に強く感じ

たところであります。私どもも、村民の一人としてまた議会議員として、それから議会として、やっぱりあらゆる努力と申しますか、協力と申しますか。地元へ帰っての地元への説明と申しますか、情報提供ですとか、そういうところで精いっぱい努めてまいりたいと思います。そのことをお伝えして私の一般質問を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、10番、菅原 修さん。

○10番（菅原 修君） 10番、菅原です。

わかぶな高原スキー場跡地における風力発電事業について伺います。

1、計画はどのように、どこまで進んでいるのか。

2、地権者との貸借契約は。

3、今後の計画をどのように進めるのか伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 菅原議員のご質問に順次お答えをいたします。

お尋ねの風力発電事業は、わかぶな高原スキー場跡地に発電事業者が設置をして行う事業であり、村としては、脱炭素社会の実現や地域振興の観点から基本的に望ましい事業と考え、集落等の意向や事業者の方針などを踏まえ、これまで調整役を担ってきたところであり、また設置場所が国立公園内ということでもありますので、地元自治体という立場で、環境省にもお話をしてきたところでございます。

まず、1点目の風力発電事業に係る計画の進捗状況についてでございますが、発電事業者によりますと、現在、送電線への接続について東北電力ネットワーク株式会社との協議の段階にあり、少し時間を要しておりますが、今後半年以内には見通しが立つ見込みであると聞いております。

2点目の地権者との契約についてでございますが、わかぶな高原スキー場跡地の地権者29名と村との賃貸借契約については、地権者全員に署名、捺印をいただき、11月30日をもって契約が成立したところでございます。今後、これを基に、発電事業者と村との賃貸借契約を行うこととなります。

3点目の今後の発電事業の進め方についてですが、発電事業者によりますと、東北電力ネットワーク株式会社との協議に見通しが立ち次第、環境アセスメントを含む現地調査を進め、事業計画を固めていくということであり、課題等の状況にもよりますが、令和7年度を目途に詳細な事業計画を策定すると聞いております。その後、工期が約2年必要となりますので、実際に風力発電事業が開始されるのは、順調に計画が進めば令和9年度頃になるのではないかと考えられます。

なお、地元の片貝、沼の両集落の区長さんには、先月、11月ですけれども、村の職員が同行し発電事業者のご挨拶に伺っており、来年夏頃に環境アセスメントの調査状況などの住民説明会を開催する予定としております。

○議長（渡邊秀雄君） 10番、菅原さん。

○10番（菅原 修君） 村は業者にお任せみたいな感じのところがあると思いますが、何か聞くところによりますと、環境省が反対をされているということなのですが、反対の理由が何か風力の羽根の部分の大きさだと思うんですが、その辺のところは村としては環境省への配慮はされるんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 実は先般、環境省にもお邪魔をしまして、環境省の幹部の方等にもお会いをしました。その際にも、このスキー場跡地の問題は村としては大変大きな懸案事項でありまして、今回風力発電でほぼ見通しがつくということで、地元は本当に喜んでいて、ぜひ進めてもらいたいという話は、環境省に言っております。

○議長（渡邊秀雄君） 10番、菅原さん。

○10番（菅原 修君） それと先ほど、地権者との貸借契約ということなのですが、契約金は東急不動産が全て地権者に支払うということによろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） お金の流れは、東急不動産から村が頂いて、村が地権者に支払うという流れになります。金額は同じ金額を頂いて、地権者にお渡しするということになっております。

○議長（渡邊秀雄君） 10番、菅原さん。

○10番（菅原 修君） それともう1点ですが、村がこの風力発電、先ほど村長さん、詳しい説明されましたが、風力発電をやるメリット、デメリットをどのように考えて進めてきたのか。地元の地権者と、その辺のいきさつちょっと。もし、できたらお願いしたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） スキー場がなかなかうまく進まないということで、私になってから、スキー場も断念したわけですがけれども、その際に、沼の共有地をどういう形にするのか、そのまま返却するのか、利活用するのかということで、地域の地権者の共有地の皆様にもアンケートを取ったりしました。多くの方々が、できればあそこは活用してほしいという中で、私も様々な企業に当たり、使えないかということを相談していたわけですがけれども、その中で、あそこはたまたま上の方が風がすごく強いという話で、風力事業者のお話をいただきまして、私どもとすれば風力発電と併せて地域貢献をしていただくのであれば、そこをお貸ししようと、そういうことが我々としても、地域の振興になりますし、地権者の要望にも応えられるというようなことで、今回風力発電事業を進めているわけでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 10番、菅原さん。

○10番（菅原 修君） スキー場がいろんな問題があったのでこういうことを進めてきたというのはよく分かりましたけれども、これに対するデメリットという部分では、何かございましたか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今私が思いつくデメリットはございませんが、仮に、発電事業で何か問題が起こるのならデメリットがあるかもしれませんけれども、今のところそういう情報を得ておりませんし、できれば私は風力発電をした後の共有地の全体も利活用できる方向で、いずれは考えていきたいと考えております。今のところデメリットは想定をしておりません。

○議長（渡邊秀雄君） 10番、菅原さん。

○10番（菅原 修君） 今、話したのはなぜかといいますと、ほかにも各地区で共有地が結構ある地区ありますので、そういう方々からぜひうちのところでもその風力発電事業をやってもらえないかという声がありますが、今後、村としてはその辺はどういうふうを考えておりますか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 地球環境問題への対応というのはこれは、全ての地域で取り組む問題でありますし、その一つに風力発電というのもあるかと思えます。一つは景観の問題等もあるんですけども、私とすれば、各地域でそういう要望がありなおかつそれが発電事業者にとって対応できる、採算性の合うものであれば、これは進めてもらってもいいかなと思っていますし、そのために村としても協力することはしていきたいと思っています。

○議長（渡邊秀雄君） 10番、菅原さん。

○10番（菅原 修君） そうすることで大変だと思いますが、これからも努力をしていただいて、ぜひこのいい風力発電を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで一般質問を終わります。

1時55分まで休憩いたします。

午後1時42分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第5、議案第68号 関川村議会選挙及び関川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第5、議案第68号 関川村議会選挙及び関川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第68号は、関川村議会議員及び関川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これは公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、選挙運動の公費負担について、国県に準拠し所要の改正を行うものでございます。

詳細は総務課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは説明をさせていただきます。新旧対照表をご覧ください。

選挙公営の公費負担に関する条例の改正でございます。公費負担の単価が引き上げられるというものでございます。

第4条でございますけれども、選挙自動車の関係でございます。それで、2号に、当該契約が一般運送契約以外の契約である場合ということで、ア、イ、ウと3つございます。まず、アでございますが、自動車の借入れ契約、レンタルの関係でございますけれども、1日の限度額が、これまで現行は1万5,800円でございますが、300円引き上げされまして、1日当たり1万6,100円ということでございます。それから、イですけれども、次のページにまたがっておりますが、燃料供給に関する契約ということで140円引き上げられまして、7,700円掛ける選挙運動の日数ということに改正でございます。

それから、第8条は選挙運動用ビラの作成経費でございます。こちらは、1枚当たり22銭引き上げられまして、7円73銭という改正でございます。

第11条は、ポスターの作成経費の関係でございます。1枚当たりの単価の算出根拠となる数字が引き上げられております。それでこれを村に置き換えて計算いたしますと、1枚当たり93円程度引き上げられまして、4,873円ということになる改正でございます。

来年行われます村議会議員選挙から適用になります。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第68号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第68号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第69号 関川村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7、議案第70号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(定年延長関係)

日程第 8、議案第71号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(定年延長関係)

日程第 9、議案第72号 関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第10、議案第73号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第11、議案第74号 関川村職員の降給に関する条例の一部を改正する条例

日程第12、議案第75号 関川村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

日程第13、議案第76号 関川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

○議長(渡邊秀雄君) 日程第6、議案第69号 関川村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例から、日程第13、議案第76号 関川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例まで、以上8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第69号から76号までの8議案は、いずれも令和3年6月の地方公務員法の改正により、令和5年度から地方公務員の定年年齢の段階的な引上げや、管理職として勤務する上限年齢を定める役職定年制度等が導入されることから、当村においても同様に対応するため、例規整備を行うものでございます。

詳細は総務課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは、説明させていただきます。説明につきましては、総務課資料ナンバー1というのを、配らせていただいていますけれども、そちらの方をご覧いただきたいと思います。今回の条例の改正をまとめたものでございます。両面刷りになってございます。

今回の改正の背景につきましては、今ほど村長が申し上げたとおりでございますけれども、2番として法改正の内容でございます。

まず（1）として、定年年齢の引上げでございます、議案69号の関係でございます。令和5年度から、職員の定年年齢を現行の60歳から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度以降は65歳とするという改正でございます。診療所の医師も同様に引き上げられまして、現在65歳定年ですけれども、70歳に引上げをするということでございます。

この表ですけれども、見方としては令和5年度、令和6年度の定年年齢は61歳になるということで、令和6年度の村の退職者は2人該当がありますというふうに見ていただきたいと思います。それで令和13年、令和14年には65歳に引き上げられるということでございます。

それから（2）といたしまして、役職定年制度の導入ということでございます。管理職については、原則60歳に到達後、管理職以外の職となるということでございます。課長、参事、局長が61歳以降は管理職から外れるということでございます。ただし、診療所医師は除くという規定になってございます。

それから（3）勤務延長型特任任用ということでございまして、職務の特殊性により欠員補充が困難な場合などには特例的に60歳到達後も引き続き管理職として勤務させることができるという規定がございます。ただし、最長で3年間ということになってございます。

それから（4）は、給与等の取扱いでございます。議案で70号の関係でございます。職員の給料月額、職員が60歳に達した以後の最初の4月1日以降、原則7割水準になりますということです。原則というのは、先ほどの（3）の特例として、管理職に引き続きなつた場合には、7割水準にはならないということでございます。

それから裏面をご覧いただきたいと思います。

（5）で、定年前再任用短時間勤務制度の導入ということで、議案では69号、71、72号に関係してございます。まず1つ目ですけれども、60歳に達した日以後、引き上げられた定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に採用する制度でありますということです。勤務時間は1週間当たり15時間30分から31時間の範囲内で決まるということになります。例えば、62歳に定年が延びたという職員がいたとして、その職員は60歳で一旦退職をして、あと残りの2年間は時短勤務をするということの制度でございます。給与であるとか休暇の関係も、この時間に応じて支給されるということになります。

それから、②といたしまして、現行の再任用制度は廃止となりますが、令和13年度末の定年年齢の段階的な引上げ完了時まで暫定再任用職員として運用し、任期は65歳までということになります。例えば63歳で定年退職を迎えたといった場合に、65歳までは暫定再任用として勤めることができるという制度でございます。

それから（6）育児休業について、議案の73号の関係でございますが、60歳以後、特殊事情により管理職として引き続き勤務している職員は、育児休業をすることができないと、育児休業取得できる対象から外すということでございます。

それから（7）降給について、議案の74号の関係です。役職定年制度により管理職以外の職となる場合も、降給扱いにするという規定でございます。降給というのは、勤務実績がよくないであるとか、心身の故障などが理由で降給という場合がありますけれども、このたびの制度でもこの降給という言葉を使うということになってございます。

それから（8）懲戒の手續についてということで、議案の75号の関係です。役職定年制度により、管理職以外の職となり、処分等で減給となる場合は、現に受ける給料を基に減給することとなります。そういうことで、減給の規定については、給料の10分の1以下を減ずるという規定がございます。これは、管理職以外の職員になりますと、定年後ですから役職定年後ですから7割水準になりますその7割の10分の1以下を減ずるということでございます。

それから（9）人事行政の運営等の公表についてということで、議案の76号の関係です。毎年、ホームページ等で、職員の給与や勤務状況を公表しておりますが、定年前再任用短時間勤務職員についても公表の対象になるという規定でございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。初めに、議案第69号の質疑を許可します。質疑はありませんか。3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 最初に議案69号の3ページ、（1）の該当職員の退職とありますが、この該当職員の高度の知識または技能または経験を有する対象者というのは、どういった方に当たるんでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 対象者は、具体的には誰々ということではございませんが、まさに職務上、課長職が高度の知識、技能を持っているがために、その課長がいなくなると困るといったような規定でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） ということは、それを、この人は該当職員ですよってなった場合は、そこに

当てはまると思ってよろしいでしょうか。それを決めるのは、どなたが決めるのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 決める者は任命権者でございますけれども、その都度の判断かと思えます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それと、総務課資料ナンバー1の（1）、2の（1）の表なんですけれども、令和4年の退職者というのはこれは該当にならないということで、今回その該当にならない方というのは何名くらいおられるんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 令和4年度は2人でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） ということはその方は、今回はこの規定には外れて1回退職という形になるのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 一旦退職になって、今でいう再任用職員を希望すれば選択ができますし、今後、言葉が暫定再任用というふうに置き換わりますけれども、そういった制度でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 議案第69号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第69号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号の質疑を許可します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第70号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第70号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第71号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第71号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第72号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第72号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号の質疑を許可します。質疑はありませんか。9番、伝信男さん。

○9番（伝 信男君） この説明の中の育児休業について、議案第73号、60歳以後、特殊事情により管理職として引き続き勤務している職員は育児休業をすることができると。60歳過ぎて、孫でもいいということ。自分の子供、60歳過ぎてというのはあまり考えられないんだけど、孫、例えば孫のための育児休業でもいいということか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 養子縁組しているとか、一定の条件が必要な場合はありますけれども、想定しているのは実の子供さんでございます。60歳でも、場合によっては育休が必要な方もいるかもしれません。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 60歳になっても育休が必要な方、いるかもしれませんが、この規定は管理職として残った職員は、育休は取得できないという規定でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 議案第73号の質疑を終わります

ただいま議題となっています議案第73号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第73号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第74号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第74号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第75号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第75号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第75号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第76号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第76号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第77号 関川村職員定数条例の一部を改正する条例

○議長(渡邊秀雄君) 日程第14、議案第77号 関川村職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第77号は、関川村職員定数条例の一部を改正する条例でございます。これは職員の定年延長を受けまして、職員の定数を整理するものでございます。

詳細は総務課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは議案77号でございますけれども、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

まず、ここには掲載ございませんが、総数であります、条例上125となっております、現行では111人職員がおります。この総数は、まず変更しないということでございます。少し余裕があるように見えますけれども、今後の新規事業の関係もありますし、それから定年延長で定年延長になった、これまでは新規採用は退職者補充を基本としておりましたけれども、そうしますと計画的な人事配置が行えないなどの不都合が出てきますので、定年退職がない年でも新規採用は検討していかなければいけないと考えております。よって、定数の総数は変えないということにいたしまして、ただ、村長部局と教育長部局のところ少し整理をするということの改正でございます。

まず、村長の部局でございますが、8人増やしまして108人にするということです。それから教育委員会の事務部局でございますが、8人減らして14人にするということです。なお、現行の人員を申し上げますけれども、村長部局が97人、教育部局が12人、そして議会事務局が2人、合計で111人ということになってございます。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 8番の平田です。この表を見ると、教育委員会の職員が22から14人になって、8人減るわけですが、その分村長部局の方が増えるという格好になってはいますが、これ法改正なんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） これは法改正というよりも、村の独自の改正でございます。教育委員会ですけれども、22人となっておりますが、これは学校統合前の数字そのままでございます、現在、条例上は22人となっておりますが、現行では12人職員がおりますので、それを14人にするということでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 教育委員会、これぐらい減っても、特に支障はないということではないですか。影響ないと。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 繰り返しになりますけれども、今14人改正にして現行12人ですから、もう2人、定数上は増やす余裕がある、そういった状態でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 先ほど、総務課長の説明の中で125という数字が出てきました。この125人というのが、何ていうんでしょうか、2条の1から4、5までありますが、それらをトータルすると125になるということですか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 125というのは、現在の条例の定数でございまして、右側に改正前となっておりますけれども、村長部局が100、教育部局が22、議会事務局、略されていますけれども3人というふうになってまして、それを足して125ということでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） もう1点お願いします。改正後の数字の（1）で、村長の事務部局の職員108人ということでの説明。それから、現在は97ですという説明がありました。この差が11名、まだ余裕という言い方をすれば、もう11名の雇用枠があるわけですが、先ほど定年退職がなくても、補充はしていくという説明でしたが、今現在11というのはかなり大きな数字だと思うんですけども、事務も煩雑化、多様化して大変だというふうなことを聞いておるわけですが、もう少し、何ていうんでしょうか。この差が少なくてもいいのかなという気はするんですが、そのあたりの現状把握といたしますかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） あとはこの差ですけども、あとは財政的な話もありますし、トータル的に考えていかなければいけないかなと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 先ほどの平田 広議員の質問のところで、私も同じふうに思っていたんですが、全然総務課長の答えが入ってこなかった。もう1回お聞きします。教育委員会事務部局の職員の上限を22人から14人に減らしました。現在は12人です。で、教育委員会所属の事務部局の職員、14人になったけれども、大丈夫なんですかという平田 広議員。

現在は12で大丈夫です、学校統合のときの数字のままでしたからということなんですけれども、22人の上限のときに何人がいて、その後の人数がこうなってきた、今現在12人になっているというあたりの説明がないんです。何人のときにどのぐらいの仕事量があつて、今現在12人で、賄えているのか、賄えてないのか分からないけれども、今12人ですから多分大丈夫じゃないんですかというふうに聞こえたんですが、その辺のところもう1回説明してもらっていいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 22人の当時の数字は今持ち合わせてございませんが、現在、14人に改正をして現行は12人です。それは職員の数が多ければ、いろんな業務もできるでしょうし、それは村長部局でもどこの部局でも同じことが言えると思いますが、限られた人員の中で財政的なバランス

を見ながら配置をしているところがございますので、12人でできることをやっているとうご理解いただきたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 先ほどの関連で定数が108人に対して現状が97人。11人の差があるというところで、財政的な理由でその差を設けていますというご説明でしたが、これから、先ほど一般質問でもさせてもらった脱炭素の先行地域の関係ですとか、どうしても今までよりも人員を増やす必要も出てくる場面もあるかと思えますし、業務の非常に大変さというようなところも、財政だけでなく、今現在、回っていますといえますか、回るという表現が適切でないかもしれませんが、今の人数で十分足りているということなのか。それとも、財政上どうしても、増やしたいけれども増やせないということなのか。再度お尋ねします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） この定数ですが、財政上云々と言いますよりも、まずこの基本に様々な社会情勢の変化があったとしても、村全体の定数は増やせないだろうなど。自助努力によってやらなきゃならないことがまずあって、現状を見直したときに、教育部局のところで、統合前の管理定数のままになっているという状況があります。一方で、教育部局に基本的に欠員は生じていない。村長部局で、人数はこれですけれども、本来採るべき欠員で採れてないというのがあります。そういう状況の中で、定数をどれぐらい割り振りするかということで教育部局、今欠員のない中で、情勢変化あっても2名プラスアルファしておけば大丈夫だろうと。村長部局は、様々な要因があるし、なおかつ欠員がある中で、ある程度の枠を取っておかないと分からないということで、数字を入れています。ただ、これは令和5年度の定数管理でありますから、事情の変化、どんどん起こってくるかもしれません。定数は、一度定めたらもう未来永劫これでいくわけじゃありませんから、その年度、年度の状況によっては、議会にお諮りをしながら定数を変更することも十分あり得るという前提でお考えいただきたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） それに関連してもう1点お伺いします。現況、例えば村で募集しているんだけれども、集まらないという事態もあると理解。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 実際、そのような状況でございます。特にその専門職何人かは応募数が少ないという状況が続いております。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第77号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第78号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

日程第16、議案第79号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第17、議案第80号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第18、議案第81号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(給与改定関係)

日程第19、議案第82号 関川村技能労務職員の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(給与改定関係)

日程第20、議案第83号 関川村国民健康保険関川診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長(渡邊秀雄君) 日程第15、議案第78号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例から日程第20、議案第83号 関川村国民健康保険関川診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例まで、以上6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第78号から議案第83号の6議案は、職員の給与、手当の改正を行うものでございます。国の人事院勧告に倣い、村の一般職員等も、国、県に準じた改正を行うほか、議会議員と特別職等の手当の改正を行うものでございます。

詳細は総務課長に説明をさせます。

○議長(渡邊秀雄君) 総務課長。

○総務課長(野本 誠君) それでは説明をさせていただきます。こちらの方の議案は、総務課資料

ナンバー2というのをご覧いただきたいと思います。こちらの方に、今回の改正内容をまとめてございます。

1番で給与表の改正でございますが、議案の81号の関係です。初任給では大卒程度3,000円、高卒程度4,000円引上げをいたします。また、30歳代半ばまでの職員の給与を引き上げるということでございます。

(2)といたしまして、技能労務職の給料表、それから、医療職の給料表、こちらにつきましても、若手職員の改善のため、給料表を改善するというところでございます。議案の82号、83号の関係でございます。

2番で、期末勤勉手当でございます。勤勉手当については、一般職員は0.1月分、再任用職員等は、0.05月分引上げをいたします。また、特別職については、期末手当を0.05月分引上げするという改正でございます。一般職員の支給月数でございますが、表をご覧いただきたいと思いますが、4年度の12月勤勉手当で、括弧が現行です。0.925でございますが、これが1.025月というふうに改正をされます。それで合計が1.95月になるということでありまして。5年度以降は、この合計の1.95は変えずに、6月と12月、均等になるように、それぞれ0.975月にするというものであります。

それから、再任用職員等の支給月数でございます。81号でございますが、こちらは、令和4年度の勤勉手当、12月でございますが、現行0.45であるのを0.50月に改正をいたします。合計で0.95月になるということで、令和5年度以降は合計の0.95は変えずに、6月、12月それぞれ0.475月にするというものでございます。

それから、三役、村長、副村長、教育長、村議会議員、特定任期付職員でございます。令和4年度の期末手当12月が1.675月に改正するというので、5年度以降は、失礼しました。それで合計が3.30月になると。令和5年度以降は、合計は変えずに6月、12月それぞれ1.65月に改正するというものでございます。なお、議案第78号の特定任期付職員でございますが、村の該当職員は特定任期付という職員はおりません。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、議案第78号の質疑を許可します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第78号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第78号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第79号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第79号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第79号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第80号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第80号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第80号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第81号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第81号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第81号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第82号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第82号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第82号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第83号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第83号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第83号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第84号 令和4年度関川村一般会計補正予算（第10号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第21、議案第84号 令和4年度関川村一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第84号は、令和4年度関川村一般会計補正予算（第10号）でございます。

これは、8月豪雨災害による農地農業用施設の災害復旧を行うための事業費など今後必要となる事業費の補正をお願いするものでございます。農地関係につきましては、一定の受益者負担を頂いた上で、国の補助金や有利な起債を財源としております。

詳細は総務課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは一般会計補正予算（第10号）でございます。

第1条で歳入歳出予算の補正ということで、9億7,960万円を追加いたしまして、予算総額94億6,910万円とするというものです。

第2条で地方債の補正でございます。

13ページをお願いいたします。

歳出です。

2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、備品購入費で6万3,000円、マイナンバー発行用のタッチパネルの更新でございます。

それから4項選挙費。これは県議会議員の選挙の経費でございまして、4月9日に投開票が予定されております。そのための経費を計上してございます。157万8,000円でございます。

それから3款民生費1項社会福祉費国保会計への繰出金で17万4,000円です。

15ページ。

4目心身障害者福祉費扶助費であります。医療費の増額に伴うもので、200万円です。

2項児童福祉費子育て世帯生活支援特別給付金事業で、過年度精算でございます。145万4,000円。

それから、3項災害救助費でございます。こちらは負担金、補助金の方から説明をさせていただきます。まず避難所の運営、派遣職員経費負担金46万円、これは8月豪雨の関係で、チームにいたったの支援をいただきました。それで、県内の町村からの職員派遣の時間外手当あるいは旅費、燃料代の負担金でございます。それからボランティアセンター運営費補助金580万円。これは社会福祉協議会への補助でございまして、ボランティアセンター全体では1,000万円近く経費がかかっております。それで、財源としては共同募金あるいは県社協からの支援を差し引いて、それでも不足分する分を村が補助するという仕組みでございます。580万円の内訳につきましては、ほとんどが人件費でございまして、社協職員の時間外手当あるいは非常勤職員の賃金、他の市町村の社協の応援職員の時間外手当であるとか交通費であるとか、そういった積み上げでございます。それから1つ戻って委託料でございまして、災害支援センター業務委託料51万5,000円。これは社協とは別に、村が直接支援団体に支払うという委託でございまして、具体的には一般社団法人ピースボート災害支援センターへの委託でございます。これは、ボランティアセンターの運営に携わっていただいております。職員の人件費であるとかレンタカーの経費であるとかそういったものの経費でございます。

それから5款農林水産業費1項農業費でございます。補助金であります。補助金交付対象面積の増ということで130万円です。

17ページ。

6款商工労働費1項商工観光費です。委託料で3つございます。メディアキャラバン業務委託料22万6,000円。これは、委託先の誘導で、主要のマスコミに対して広報活動を行うという取組でございます。具体的には、新潟、山形、福島、民放テレビそして新聞社を訪問することでございます。それから広報セミナーの委託料で16万1,000円。それから、公式キャラクター化委託料143万9,000円。にゃん吉というキャラクターがありまして、それを公式化するということでございます。その上で活用方法の企画立案であるとか、着ぐるみの制作、そういった経費でございます。

8款消防費1項消防費災害派遣職員経費負担金300万円。これは、農地の復旧事業に関しまして、土地改良区から職員の出向をいただいております。その経費でございます。10月から3月で6か月間見込んでおります。1名分であります。

それから9款教育費、小学校費でございます。修繕料で120万円。駐車場の区画線、防火設備、階段の手すりなどがございます。それから中学校費の修繕につきましては、タブレット端末6台分の修繕で23万円です。

それから、19ページ。

10款災害復旧費農林水産業施設災害復旧費でございます。まず、1目の農地農業用施設災害復旧費で、測量調査委託で2億5,000万円。工事請負費で7億円、それから林業施設災害復旧費で測量委託で1,000万円それぞれ計上してございます。予算額膨らんでおりますけれども、査定が進みまして、具体的に事業費が積み上がったのが一つと、それから大規模復旧となります成沢、桂の復旧費も加えたということでございます。

続いて、9ページをお願いいたします。

歳入です。

10款地方交付税特別地方交付税で、災害の特殊事情などで1億3,890万円を見込んでおります。それから12款分担金負担金の負担金です。農地農業用施設災害復旧事業、受益者負担金で1,780万円を見込んでおります。

それから14款国庫支出金であります。自立支援医療費国庫負担金2分の1の負担であります。100万円。それから国保の繰り出し財源となるのが8万7,000円です。

それから、15款県の支出金、県負担金につきましては、国と連動しておりまして50万円と4万3,000円でございます。それから災害救助費県負担金97万5,000円。これは、チームにいがたの避難所運営に係る部分と、災害支援センターの委託分でございます。

2項県補助金、農地農業用施設災害復旧事業、県の補助金で6億7,050万円。

それから3項委託金で、県議会議員の選挙の委託金で157万8,000円。

11ページ。

18款繰入金です。財政調整基金の繰入れは961万7,000円です。それから通学定期券助成事業基金繰入金430万円。これ減額となっておりますけれども、基金を取り崩すのをやめまして、その下の村債を発行して対応するというところに組替えの予算でございます。

21款村債でございますが、交通対策事業としてソフト事業とあって、過疎ソフトというものですが、これも、これ430万円。組替えの予算でございます。そのほかにも、過疎債の増額がございます。これは、過疎ソフトの起債できる枠に余裕ができて、これで起債をして積立てをして、そこから取り崩して予算を使うということで、そちらの方が財政的に有利だということでの財政措置でございます。社会福祉債につきましては、社協への補助金の財源といたします。これが270万円。それから水田活用推進事業の補助金の財源とするのが130万円です。それから、校務支援システム事業ということで、中学校債と小学校債、それぞれ90万円です。災害復旧事業債につきましては、1億3,280万円でございます。

8ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございますが、今ほど歳入でご説明した過疎ソフト債の追加変更の関係でございます。追加では、通学定期券の補助事業で430万円。校務支援システムの関係で小学校債と中学校債がそれぞれ90万円。変更いたしますのは、社会福祉債。これが270万円増やしまして1,850万円。農業債の方が130万円増やしまして1,060万円でございます。

説明は以上でございます。大変失礼しました。

変更後が右側の方でございます。社会福祉債が270万増やして2,120万円。農業債が130万円増やしまして1,190万円ということでございます。失礼いたしました。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 17ページ。観光振興費の説明ありましたメディアキャラバン業務委託料、マスコミへの広報活動とお聞きしたんですが、隣県への広報活動ということなんでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域整備政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） 隣県、新潟県内もございまして、新潟、山形、福島をターゲットとしております。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） この時期でというか、広報タイミング、なぜこれから冬の閑散期に入るわけなんですけれども、それに対し、その時期への対策ということでよろしかったでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） この時期に設定しましたのは、水害の関係等々もありましてこの時期の補正をお願いしたわけでございます。通年を通して、メディアへの露出という部分を意識して、常にマスコミの皆さんと人脈をつくるという意味合いもございまして、このメディアキャラバンをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） それから公式キャラクター化委託料、にゃん吉公式化ということで、これ、着ぐるみを作ったり、どのように取り組むか。詳細を教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） にゃん吉、これまでいろいろなチラシであったりイベントの中でも登場はしてきておったんですが、公式としては認めてきてなかったという部分を、公式のキャラクターとしたいまして、広報活動に活用していきたいというふうに考えております。着ぐるみにつきましては各種イベント等で活用を図りたいと思いますし、村内の各種イベントにも参加をして、周知だけではなくてちょっと子供たちをほっこりさせたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 19ページ。2款1項1目、これの説明のところに10番、現年度発生災害復旧工事費7億円入っていますけれども、これの復旧作業箇所。それから公費負担、合計、取りあえず何か所これでやるのか。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 今回の国の補助事業に該当したもののところでございますけれども、農地で田んぼですが92件。あと、施設関係、ため池になりますが2件、水路86件、揚水機場1件、道路8件、計189件、その他トータルでの補助債の事業となります。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 場所分かれば教えてもらいたいと思います

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 場所についてでございますが、全村にわたりの被害になっておりまして、特に霧出、川北、女川などが中心となっております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 農地の復旧工事には、多分個人負担もあると思うんですけれども、あまりにも個人負担が多ければ、もう放棄してもいいという人も多分出てくると思うんです。その辺の調整はどのような形で考えていますか。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） その点は私どもも心配しておりまして、なるだけ営農を続けていただきたいということで、今回の災害については特に大規模ということもありまして、国の補助率を今、増高させる申請をしている最中のございまして、通常ですと田んぼ50%、施設関係で65%ですが、できれば95%ぐらいまでに持っていきたいなというふうに考えて、今申請の準備をしているところです。その95%、残り5%の残についても、残った5%の80%を村で負担をします。残り2割ですので、実質1%程度というところでご負担をいただいて、なるべく軽減をしながら営農を続けていただくような取組にしたいというふうなことで、今進めております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 農地の場合、やっぱりいろいろ個々の考えあると思うんです。そんな中で、地主の工事、事前の話合いというのはどのような形でされるのか、これから。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 工事の災害で申請するか、しないかについては、事前に査定に上げる前に、ある程度のお話をさせていただきながら進めてきております。これから工事を始めるときには、具体的に業者さんを選定をして、スケジュール感があるような説明をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） その辺は、今現在、もうされているわけです。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 一部工事が始まったところについては、順次話をしておりますし、まだ査定を受けている最中だったものですから、そういったものがはっきりした中で、これから説明をしていくという場所もございます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 私も19ページの関係ですけれども、今回の補正では大半がもう災害復旧ということなんですが、それで一般質問の中で、査定も土木部が終わったということで、そして農地関係についても、農地農業生産に関しても今月中に終わるというふうに伺ったと思ったんですけれども、今の査定率などはどういう状況になっているか。個々に聞けないので、全体ではどのように行っていますよということを教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） まず、農地農業施設の査定の状況ですけれども、これまで7回、7週にわたって査定を受けておりまして、今週中、今週で査定が終わるといような状況でございます。査定率、まだはっきりしない部分ございますけれども、おおよそですが98.4%程度になろうかと、今、見ております。

- 議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。
- 8番（平田 広君） 土木部についてはどんな状況でしょう。
- 議長（渡邊秀雄君） 建設課長。
- 建設課長（河内信幸君） 公共土木につきましては、11月19日に査定が終わりまして、ほぼ99%の査定率で動いております。
- 議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。
- 8番（平田 広君） 今、数字聞いて大変驚いたんですけども、私らやっているときは、大概在85%から90%ぐらいの間に入ってたんですけども、立会が来て削ってもそういう状況だったんですけど、今回は、非常に高い査定率で、大変よかったですと思います。
- 議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。
- 3番（鈴木紀夫君） 8ページ、教育費です。学校管理費のところの、中学校と小学校とありますが、小学校の方で維持補修費と括弧書きがありますが、中学校の方ありますが、これとこれは全く違うものですか。どういったものか。教えてください。
- 議長（渡邊秀雄君） 教育課長。
- 教育課長（渡邊隆久君） 詳細を説明させていただきます。先ほど総務課長からも話ありましたように、小学校の学校管理費修繕料120万円ですが、内訳としましては、令和5年4月から、スクールバスが小学校に乗り入れますので、そちらの今現在、駐車帯としている2区画を線を消して、新たにスクールバスの、マイクロバス用ですが、そちらの止める部分の枠を設けるということで、25万円。あと、防火設備の不備ということで、真ん中、両サイドにも階段ありまして、真ん中にも階段あるんですが、そこの2階から3階までにある中央の排煙設備、こちらの不具合がありましたので、こちらの修繕。同じく両サイドの階段の手すりですが、2階から3階、特殊学級の対応の分ということで、片側には手すりがついているんですが、もう片側もつけて、来年4年生になる子供に対応するというので30万円。あと、緊急対応分として修繕全部使うと、次の修繕が出せませんので、つかみとして35万円を計上しております。
- 中学校の方のタブレット修繕料ですがタブレット端末6台分の修繕で、こちらについてはほとんどが落として割れた画面の修理となります。
- 以上です。
- 議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。
- 4番（伊藤敏哉君） 17ページの観光振興対策費。先ほど加藤議員の質問の類似の質問になりますが、4番の公式キャラクター化委託料ということで、先ほどの説明で、にゃん吉というキャラクターの着ぐるみの話がありましたが、これは着ぐるみのデザインの委託料なのか。それとも着ぐるみの経費も含んだ金額なのか教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） にゃん吉作成につきましては、着ぐるみの制作費用も含んでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） このキャラクターの活用方法で、先ほど村内のイベントで活躍しているということでしたけれども、私以前テレビの番組でそういうキャラクター特集の番組がありまして、中に入る人も非常に、同じ人が同じような動作をしないとすぐ見破られるというか、そういう本当大変な仕事なんだそうでして、これだけの経費をかけるわけですので、ぜひ一過性のものにしないで、何とか関川村といえはにゃん吉というようなことで、マスコミ等での利用も考えてもらいたいと思いますし、かぶる方の育成といいますか、そういうところもしっかりとシステム化をして、続けられるような取組にさせていただきたいと思いますけれども、この点についてお伺いします。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） ありがとうございます。継続性、非常に大事だと思っておりますので、継続して使用していくというのを意識して、この公式キャラクターとはお付き合いをしていきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第84号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第84号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第84号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

それでは、3時20分まで休憩します。

午後3時07分 休 憩

午後3時20分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第22、議案第85号 令和4年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第22、議案第85号 令和4年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第85号は令和4年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

具体的な内容につきましては、健康福祉課長に説明させます。よろしく申し上げます

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 議案第85号 令和4年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、総額をそれぞれ6億3,675万円とするものです。

207ページをご覧ください。

歳出6款1項5目償還金でございますが、令和3年度の精算による返還金として10万円を追加しています。

次に、205ページをご覧ください。

歳入1款1項1目一般被保険者国民健康保険税です。未就学児に係る保険税の軽減で、医療給付、後期高齢の現年課税分を合わせまして17万4,000円の減としております。その減額分につきましては、公費で負担することとなりまして、6款1項1目6節未就学児均等割保険料繰入金として一般会計から17万4,000円の繰入れとなります。公費負担の割合でございますけれども、国が2分の1、県が4分の1、村が4分の1となります。

続いて、7款1項1目繰越金です。歳出の償還金分10万円を前年度繰越金で対応することとして追加しております。

説明は以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第85号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第85号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第85号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第86号 令和4年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第2号)

○議長(渡邊秀雄君) 議案第86号 令和4年度関川村国民健康保険施行診療所特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第86号 令和4年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第2号)でございます。

具体的内容につきまして診療所事務長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 診療所事務長。

○診療所事務長(須貝博子君) 議案第86号 令和4年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第2号)についてご説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億320万円とするものです。

305ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費です。13節使用料及び賃借料医事システムリース料18万9,000円の増額です。電子カルテの導入に伴い、これまで使用していました医事システムのパソコン等のリース契約を解除するため、リース期間の残期間の分について支払いをするものです。

2款1項1目医業費です。13節使用料及び賃借料、在宅酸素使用料21万1,000円の増額です。在宅酸素を必要とする患者様があるために計上いたします。

続きまして304ページをご覧ください。

6款1項1目1節前年度繰越金を40万円増額で計上いたしました。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 305ページをお願いします。

事業費の中で、在宅酸素使用料。在宅酸素が必要とする患者様のためにということだったんですが、これは人数で1人当たりなのか、個数なのか。その辺の詳細の説明をお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（須貝博子君） お一人、患者様がおられるために、11月分からの金額になります。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第86号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第86号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第86号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第87号 令和4年度関川村下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第24、議案第87号 令和4年度関川村下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第87号 令和4年度関川村下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

具体的内容につきまして、建設課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 議案の説明の前に、先ほど一般会計の補正予算の際に、平田議員の質疑に対してお答えした数値にちょっと誤りがございましたので訂正させていただきます。お伝えした数字は、11次査定の際の数値でございまして、全体を通しての査定率については94%でございましたので訂正させていただきます。

それでは、議案第87号 令和4年度関川村下水道事業会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

101ページをご覧ください。

最初に、収益的支出について説明をします。第3条に定めた第1款第1項営業費用に230万円、第3項に40万円を増額し、総額を4億1,077万円とするものです。

804ページの方をご覧ください。

第1款第1項第2目処理場費に、電気料の高騰により今後不足が見込まれるもの230万円の増額をお願いし、総額を5,765万6,000円とするものです。

第3項第1目過年度損益修正額に減免額40万円の増額をお願いし、総額を55万円とするものです。

次に、資本的収入について説明をいたします。

802ページをご覧ください。

第4条に定めた第1款第1項企業債に80万円、第2項国庫補助金に327万5,000円を追加し、総額2億4,758万9,000円とするものです。資本的収入額が資本的支出額に対して不足額については、第3条に記載のとおり補填をいたします。

805ページをご覧ください。

第1款第1項1目企業債に災害復旧に係る80万円の追加をお願いし、総額を6,790万円とするものです。

第2項第1目国庫補助金に災害復旧に係る327万5,000円の追加をお願いし、総額を1,042万5,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第87号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第87号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第87号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

○議長（渡邊秀雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は、12月15日木曜日午後3時から会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

午後3時31分 散 会